

福島の進路

2

2023 FEBRUARY No.486

企業訪問

古山果樹園

～自立した農業のロールモデルを目指し、世界一甘い桃づくりに挑戦し続ける果樹園～

寄稿

みどりの食料システム戦略の実現に向けて

農林水産省東北農政局福島県拠点 地方参事官(福島) 山本 真也

調査

全国と比較した福島県の経済格差の現状と対応策について



お客様のパートナーとして、地域社会に貢献します

事業承継コンサルティング

- 事業承継の準備をしたい
- 自社株の移転を進めたい
- 事業承継の方法を知りたい



M&A コンサルティング

- 後継者不在
- 企業の成長
- 市場縮小・人手不足



ご相談の流れ

1

東邦銀行へのご相談



お取引の東邦銀行各支店・担当者へご相談ください

2

ヒアリング



貴社の経営課題についてお聞かせください

3

ご提案



適切な対応策を当社・外部専門家がご提案いたします

4

課題解決の支援



経営課題解決のため、適切なお手伝いをさせていただきます

5

アフターフォロー



東邦銀行と連携してさらなる成長へのご支援をいたします



東邦銀行との連携体制

お客様の多様なニーズに対しても東邦銀行とともに、ワンストップでお答えします。



すべてを地域のために
東邦銀行



TCP

TOHO Consulting Partners

株式会社東邦コンサルティングパートナーズ

〒960-8041 福島県福島市大町4-4 (東邦スクエアビル内)

TEL 024-526-0055

FAX 024-526-0051

〈受付時間〉 平日 9:00~17:00





CONTENTS

企業訪問

古山果樹園

～自立した農業のロールモデルを目指し、世界一甘い桃づくりに挑戦し続ける果樹園～

2

寄稿

みどりの食料システム戦略の実現に向けて

農林水産省東北農政局福島県拠点 地方参事官 (福島) 山本 真也

7

調査

全国と比較した福島県の経済格差の現状と対応策について

12

福島経済マンスリー

11月の県内経済は、持ち直しの動きが緩やかとなり、先行きについては楽観できる状況にはない。

26

福島県の取り組み・施策シリーズ

来たれ、未来の^{そまびと}杣人よ！ 林業アカデミーふくしまで学ぼう！

福島県 森林計画課

32

安積の歴史シリーズ

第35回 近代 製糸所や工場・会社の創立

郡山市文化財保護審議会 委員 柳田 和久

35

私の研究

こどもたちの「スイッチボタン」 ～表現者としてこどもの世界を楽しむ～

桜の聖母短期大学 生活科学科 福祉こども専攻 こども保育コース 准教授 長久保 和子

39

企業法務セミナー

消費者契約法の改正

渡辺健寿法律事務所 弁護士 渡辺 健寿

44

税務・財務・会計相談 Q&A

適格請求書等保存方式の適用にあたって実務上の疑問点の整理

高橋宏和会計事務所 公認会計士・税理士 高橋 宏和

46

県内復興・経済日誌 (2022年12月)

50

今月の表紙



A：只見ふるさとの雪まつり〈只見町〉

3年ぶりの開催となる第50回「只見ふるさとの雪まつり」は、只見線全線運転再開を記念し「只見線を走る列車」をイメージした大雪像が作製され、夜にはスペシャルライトアップが行われます。2月11日と12日の両日、只見線広場（JR只見駅前）にて「ゆきんこ市」「祈願花火大会」など、さまざまなイベントが繰り広げられます。

B：早戸駅〈三島町〉

只見川を縫うように走る JR 只見線は、その美しい景観から全国にその名を知られるローカル線であり、冬には雪化粧の大パノラマを一目みようとする国内外から多くの観光客が訪れます（写真撮影：奥会津郷土写真家・星賢孝）。

C：請戸漁港〈浪江町〉

請戸漁港は浪江町の最東端、請戸川河口に築造された河口港で、浜通り地方のほぼ中央に位置しています。北からの親潮と南からの黒潮がぶつかる「宝の海」で育まれた「常磐もの」の中でも、請戸の海で取られる「請戸もの」は魚市場でも高い評価を受けています。



古山果樹園

～自立した農業のロールモデルを目指し、
世界一甘い桃づくりに挑戦し続ける果樹園～

企業概要

代表者：代表 古山 浩司（ふるやま こうじ）
所在地：福島市鎌田字深町4-3
創業：1883年 TEL：024-553-1609
URL：http://furukaju.jp FAX：024-553-1609
事業概要：桃、りんごの生産および販売



代表 古山 浩司

福島県は、桃・りんご・梨など多彩な果物を産出する全国屈指の果物王国で、県北地域が主産地となっています。中でも桃の生産量は山梨県に次いで全国第2位であり、東京2020オリンピックにおいて、福島市が野球・ソフトボールの競技会場となった際、海外代表チームの監督や選手から「福島の桃はデリシャス」と好評を博したことで世界的にも知名度と評価が高まりつつあります。

一般的な桃の糖度は11～15度だといわれていますが、今回取材に伺った古山果樹園では、世界一甘い桃づくりを目指して、商標登録した同果樹園のブランド「とろもも」を生産・販売しています。「とろもも」はその糖度に応じて中には1玉あたり百万円単位の値がつくものもあり、2021年には糖度40.5度の「とろもも」に3百万円の値がつけられた話題の果樹園です。

今回は、福島市の同果樹園に古山浩司代表を訪ね、甘い桃づくりに関するこれまでの歩みや今後の取り組み、農業に対する想いなどを中心にお話を伺いました。

■ 世界一甘い桃を目指して —— 桃づくりのこだわりを教えてください

当果樹園では桃をメインに生産しており、その糖度、いわゆる糖質を高くすることに最もこだわっています。状況に応じてタイプの異なる糖度計を用い、1玉1玉糖度を測ります。桃は、他の果物と違い、その糖度が品質の決め手になると考えます。例えば、りんごは甘みだけではなく、酸味もあるほうが甘みも引き立つのですが、桃の場合はシンプルに甘いものが美味しいと感じられるのです。



古山果樹園のブランド「とろもも」

きっかけは、原発事故による風評被害です。震災前は3～5千円前後の値がついていた桃が、風評被害により値がつかないほどに価値が下がり、中には丹精込めて作った桃を収穫せず廃棄する農家もありました。私も初めは絶望を感じていましたが、なんとかそこから脱却するため、甘さにこだわった桃づくりをスタートしました。桃の品質には自信があったので、実際に食べて美味しいと感じてもらえれば、風評被害を打破できると考えたからです。

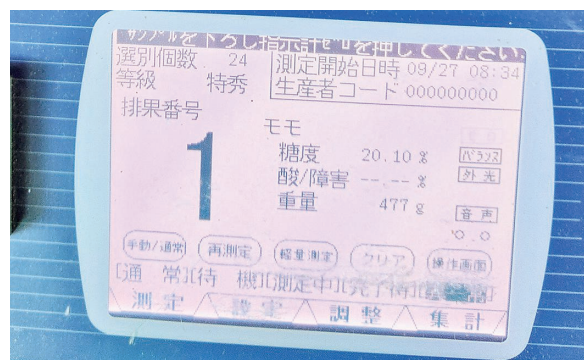
■ 行動範囲を拡げ全国からヒントを集める —— 特に意識して実践していることはございますか

私が一番に思うことはとにかく行動することです。外に出ることが自分にとってプラスになっています。震災以降、日本全国各地を飛び回り、いろいろな農業者の方と意見交換させていただきました。そうすることで地元には見えないことが見えてくるのです。自分では問題だと思って打ち明けたことを、相手は「全然問題ではないよ」と、すぐに解決策を教えてくれるなど、お互いにアドバイスをしたりしています。自分の行動範囲を拡げることによって、じっとしては一生会うことのない人から得られるいろいろなアドバイスやヒントが本当にたくさんあって、現在でも桃にとってプラスになると思えばすぐに飛んでいきます。

—— 甘い桃づくりのポイントはどのようなもの でしょうか

桃もりんごも試行錯誤の繰り返しで現在も進化中です。土や木が大事なのは基本中の基本で、土がしっかりしているところに植えてあれば木が丈夫に育ってくれます。

この考え方は高知県のある農家の方から伺ったお話がヒントになっています。通常は虫や病気を避けるため、新しい農法や消毒法が生まれますが、原点に帰れば植物自身が本来もっている抵抗力を高めるためにありのままの姿に近づける作業がすごく大切であること。そして自然に農業をやるのが一番低コストで継続性があり、いいものができるということ。このお話をヒントに、自分の桃づくりに置き換えて考え落とし込んだ結果、土も木も健康に育ち、桃も美味しくなっています。



1玉1玉糖度計で測定

■ 兼業農家から専業農家へ —— 創業からの沿革について教えてください

当園は、私が5代目であり、創業から130年ほどになります。本家から分家し、この地で農業を開始したのが始まりだと聞いています。最初は稲作から始まり、その後、時代の流れでりんごやさくらんぼの生産も始めました。3代目となる祖父の代から稲作とさくらんぼ生産はやめて、現在の原型となる桃とりんごの生産という形に変わりました。

現在、完全家族経営で外部の人は雇わず、私と父母の3名で運営しており、耕地面積約1haのうち、0.9haが桃、0.1haがりんごと、桃をメインに生産しています。

—— 代々、専業で承継されてきたのですか

4代目の父の代は母がメインで農業を行い、サラリーマンの父が休日のみ農業に携わる兼業農家であり、収入源は主に父の給与に依存していました。

私は元々農家を継ぐつもりもなく、大学卒業後の13年間はエンジニアの仕事をしていました。両親も私が継ぐとは思っていなかったようで、木を伐採するなど農地を縮小していました。

震災の前の年に「すべての責任を自分で負うような仕事をしたい」と思い、安定した会社員を辞め、農業を継ぎました。「成功も失敗もすべて自分の責任で、農業で会社員時代よりも稼ぐ」という意気込みで私の代から専業農家となりました。

農業は天候に左右され不安定な職業ではありますが、やればやるだけ自分に跳ね返ってくるやりがいのある大きな職業です。

■ 生産から販売まで一貫体制で運営
 —— 運営面のこだわりを教えてください

生産から販売までの一貫した運営が最大のこだわりです。当園の販売体制は、震災3年目から始めた当園ホームページのECサイト*での販売、外部のECサイトでの委託販売、都内デパートでの販売の3本柱となっています。JAさんなどを介さず、自分のところで一貫して売り切ることができます。

*ECサイト…自社商品やサービスの電子商取引（E-Commerce）を行うWebサイト

—— 個人で一貫体制をとられる農家は珍しいと感じますが

おそらく、今の農業は90~95%がJAさんに依存していると思います。販売に関してはJAさんに任せて、農家は作ることだけに専念できるという、いい意味で農家が守られてきた部分があると感じています。「この桃はこう作りましょう、肥料はこのくらいで、この時期に」といった指導に沿って生産することで、平準化したものが出来上がります。しかし、守られていることで農家が自ら考えることを怠れば成長が止まってしまいます。

私は、自ら考え行動することで収入を増やせる自負がありましたが、何かに頼ってしまうと新しいことへのチャレンジが難しくなることも実感していました。そこで私の代からは敷かれたレールを外れ、JAさんにも卸さず生産から販売まで一貫体制に変革しました。その結果、良い面も悪い面もわかったことが自分にとっての一番の収穫となりました。

■ 震災をバネに成長しコロナも乗り越える
 —— 震災後の状況をお聞かせください

通常の震災であれば日本各地や海外からの応援によってここまで苦勞することは無かったと思いますが、東日本大震災の際は原発事故による風評被害の影響で、自分たちが作ったものが食べ物として受け入れてもらえないという非常に厳しい状況に置かれました。ゼロからではなく、マイナスからのスタートを強いられたのです。

そういった状況の中、原発事故を恨むことに体力を使うよりは自分を高めることに気持ちを向け

て努力したほうがプラスになると考え行動してきました。震災の翌々年に東電本社での農産物販売会があり、私は福島市から参加した何名かのうちの1人としてりんごを販売しました。その際、東電さんとの意見交換会があり、副社長から「申し訳ございません」と謝罪されましたが、私は「別に東電さんに謝ってもらう必要はありません。それよりも、今後は福島県に対するサポート、1次産業者へのサポートをしっかりとってください。それだけです」と答えました。

—— どのようにして風評被害を払拭されたのでしょうか

当時の風評被害に対する支援といえば賠償金を請求するサポートが中心であり、福島産農産物の価値を取り戻すためのプラスアルファの支援はほとんど無かったというのが私の実感です。

とにかく自分の力でできることから行動してこうと外部のオークションサイトに桃5kgを1円スタートで出品したら、241円で落札されました。当園が丹精込めて作った桃の価値が241円という事実で愕然としました。

ECサイトに出品するといっても、「古山果樹園」の存在を誰も知るわけがなく、ただ待つだけでは1個も売れるわけがありません。とにかく食べてもらえれば美味しいと感じてもらえる自信はありましたので、5kg1,000円での低価格で出品したところ、翌日に数百の注文が入りました。その後、購入者にダイレクトメールを送るなどアフターケアを重ね、通常価格で翌年以降も購入していただける常連のお客さまを増やすことができました。



ひと玉ひと玉愛情を込めて栽培

—— コロナ禍の影響についてお聞かせください

震災においてピンチの際の乗り越え方を学び成長させてもらったので、私的にはコロナの影響はそれほど気になりませんでした。

震災の時は福島だけが風評被害というところでもない境遇に置かれていましたが、コロナは全世界共通です。もちろん、震災や原発事故は二度と起きて欲しくないですし、日本を含め他の国であっても絶対に経験して欲しくないですが、経験せざるを得なかった私たちは、ただ辛かったというだけではなく、その辛さを跳ねのけ逆境を乗り越え、これだけ強くなったということを発信していかなければならないと考えています。

実際に、コロナ禍の2021年、外出機会の減少でデパート部門は減りましたが、家にも購入できるECサイト部門は大きく売上を伸ばし、過去最高益となりました。

■ 6次化商品は連携して良いものを作る

—— 貴園では6次化にも取り組まれていますね

当園では桃とりんごのジュースを商品化しています。りんごジュースは先代の頃から製造していたものですが、桃ジュースは私が試作に3年間を費やして商品化したもので、何回も全国放送で取り上げられ、毎年完売・品切れ状態となる人気商品です。

商品化にあたっては、味には自信がありましたが価格設定に一番気を使いました。東京六本木で行われた「福島フェス」というイベントに参加し、来場者に試作した桃ジュースを試飲していただき、味に関する感想と共に「これを1本いくらだったら買いますか」というアンケートを実施しました。

味と値段のバランスが非常に大切で、それを私の感覚で押し付けては消費者に受け入れられません。消費者がどう感じるか、どの世代がどうみているか、その反応を確認しながら、安すぎず高すぎない価格を設定のうえ商品化しました。

—— 6次化商品を成功させるポイントをお教えてください

まず、価格をいくらに設定すれば売れるののかのりサーチ、販売先の事前確保、これが6次化商品に取り組む最低限の条件です。



農業について掲載しきれないほど語っていただきました

日本の6次化商品の多くは、生の商品を販売できない期間をカバーするために通年販売できる商品をもつという発想が中心となっています。その際、傷物などそのままでは販売できないB級品を原料とすることが多く、それが失敗の原因になると考えます。

もちろんフードロスの視点では合っているのですが、そのままでも販売できるA級品を使い自信をもって消費者に届けられる商品をつくりましょうというのが本来の6次化商品のあり方だと私は考えます。

当園では毎年何千本となる商品が完売していますが、ジュースの原料に傷んだ桃や時期を逸したB級品などを使うということは一切していませんので、売れるからといって無理に販売本数を増やすという考えはありません。

また、6次化への支援においては、農家の支出に対し直接お金を投入することが失敗の原因になっていると考えます。「補助金が出るからまずは自分でやるだけやってみよう」という考えが失敗につながります。

農家は野菜や果物を作ることに長けていますが、加工する機械を使って、収穫した果物でジャムなどを作るといった加工に関しては素人です。補助金で何百万円もする機械を購入して6次化商品づくりにチャレンジしてはみたものの、大手が作った類似品と比べて秀でるわけがなく、購入した加工機械が納屋に埋まっているということもなりかねません。

6次化商品を発展させていくためには、きちんと作れる加工業者に農家からの商品加工依頼が

あった際、その加工費を補助金で賄うようにすれば、自信をもって作った原料とプロの加工によって完成度の高い6次化商品が生まれます。農家にとっては加工費が抑えられ加工業者も受注が増えて潤い、6次化産業全体の活性化が期待されます。

■ 与えられた農地で結果を出す

—— 進化し続ける古山果樹園ですが、変えずに守っているものはありますか

私が農業を継いだことを凄く喜んでくれた祖母が昨年他界しました。祖母から死ぬ間際まで口酸っぱくいわれていたことは、「農地を抜げるな。与えられた今ある古山果樹園の農地をしっかりと守って、そこから結果を出しなさい」という言葉でした。農業は儲からないということをよく知っている祖母だからこそ、私の代で収入が数倍に上がっても心配して念を押したのかと思います。

担い手不足が著しい農業においては、農地を買ったり借りたりして耕作地を抜げるケースも一般的ですが、手が行き届かず品質が落ちたり、野生動物の温床になって周囲に迷惑をかけたりといった問題があるのも現実です。私は自分の目が届く、ひと玉ひと玉愛情込めて育てる今の体制がベストなバランスと考え、代々受け継いできた当園の農地で、この土地にあった栽培方法を追求し、より上を目指して結果を出していきます。



先祖代々の農地を守る

—— 先の話ですが後継問題は どうお考えですか

私には息子がいますが、子どもの将来は子ども自身が決めることであって、息子に継いでもらおうという気持ちは今のところ一切ないです。

子どもが大人になって職業を考える際、本人がやりたいという気持ちになれば、全力でサポートしたいですが、果樹園を継ぐ意思が無ければ、やりたくないのに継いでも品質が下がり購入してくださるお客さまにも迷惑がかかります。その場合は私の代で閉園してもいいと思っています。

■ 収益性と継続性のある福島の農業変革を期待し、後輩農家の目標となりたい

—— 中長期的な目標について教えてください

当園でも以前から単独でのタイへ桃の輸出を行っていましたが、現在はコロナ禍の影響で中断しています。コロナ禍が落ち着き観光大国タイへの観光客が戻ればタイへの輸出を再開し、世界一品質の良い福島の桃をPRしていきたいです。

こういった私の世界への挑戦をみた他の後輩農家が「古山というおっさんが何かやっているけれど、俺ならもっと良いものを作れる」と挑戦し農業全体が発展していくことが、今後の私の目標であり夢です。そしてより高みを目指す後輩たちの壁として、私もさらなる品質向上にこだわり、世界一甘い桃づくりへの挑戦を続けていきますので、皆さんよろしく願いいたします。

【インタビューを終えて】

古山代表は、知名度が上がるにつれ、ネット掲示板などで同業者から叩かれる書き込みもあったそうですが、「そこまで有名になれた」と考え逆にモチベーションに変えたと伺いました。

儲からず担い手が不足する農業に一石を投じ収益性のある農業を実現した古山果樹園さんは、一見利益追求型の経営にみえますが、お話を伺えば何うほど「次の世代が魅力を感じる儲かる農業に変革したい」という信念が強く感じられました。

この記事によって古山果樹園さんの取り組みが多くの方に知られることで、福島の農業の未来に微力でも役立てれば幸いです。

(担当：高橋宏幸)

寄稿

みどりの食料システム戦略の実現に向けて

山本 真也 (やまもと しんや)

農林水産省東北農政局福島県拠点
地方参事官 (福島)



1. 現場と農政を結ぶ

東北農政局は、管内各県に農政全般に関する総合窓口として地方参事官を配置しています。地方参事官は、県内の各地域にくまなく出向いて、「農政を現場に伝える」「現場の声を汲み上げる」「現場と共に解決する」ために、自治体、関係団体、農業者等のみなさんと意見交換を行っています。ここで得た情報は、局内及び農林水産本省の関係する部署に共有し、政策が地域に適合しているか、あるいは新たな行政ニーズは何か等の把握に生かしています。

福島県拠点は、県内を、①県北・相双、②県中・県南・いわき、③会津の3地区に分けて日々、活動するとともに、その様子をホームページに掲載して広く発信しています。

今回、はじめて「福島の進路」に寄稿する機会をいただいたことから、主要な読者の地方公共団体・中小企業経営者の方々を念頭に、「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)の背景を詳しくお伝えします。

2. 我が国の食料・農林水産業が直面する課題

昨年8月に、秋雨前線による東北地方と北陸地方の長期的な豪雨による災害が発生し、福島県内にも大きな被害をもたらしました。近年、全国各地での記録的な豪雨や台風等が頻発しています。1976年以降、全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数が増加していることが統計上も示されています。また、日本の年平均気温は、100年あたり1.28℃の割合で上昇しており、最高気温が35℃以上であることを示す猛暑日は、最近30年間で約3.3倍に増加しました(図1)。

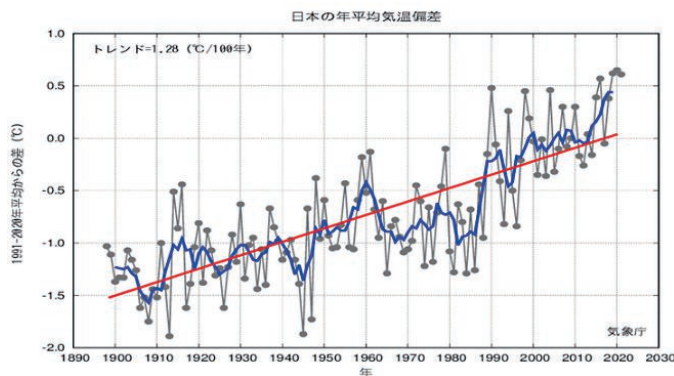


図1 日本の年平均気温偏差(気候変動監視レポート2021)

■ 世界の農林業由来のGHG排出量

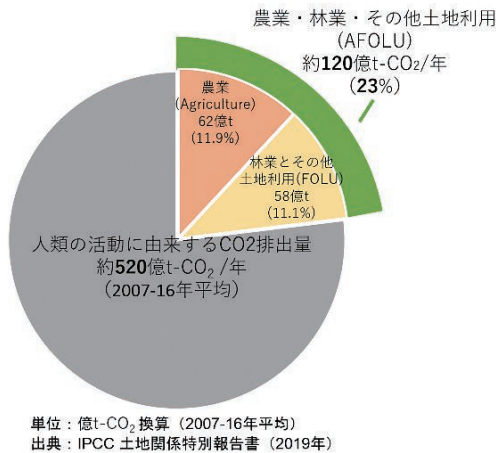


図2 世界の農林業由来のGHG排出量

■ 日本の農林水産分野のGHG排出量

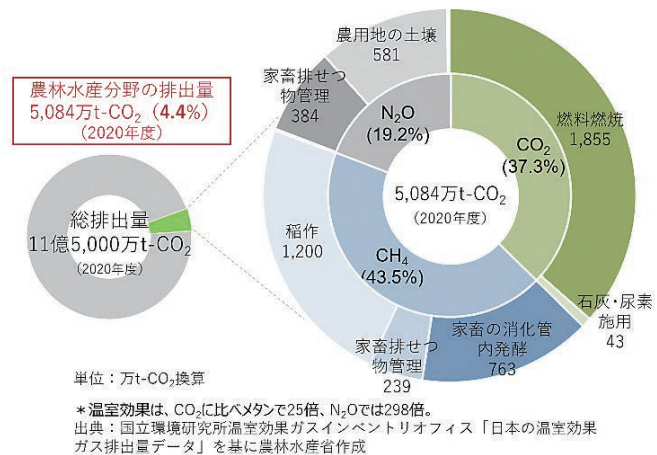


図3 日本の農林水産分野のGHG排出

農林水産業は、自然資本に立脚しているため、気候変動の影響を受けやすい産業です。大雨や台風による作物の浸水やガラスハウスの被災、高温による品質低下など、気候変動は生産現場にとっての重大なリスクの一つとなっています。

一方で、農林水産業は、温室効果ガスの発生等により、環境に負荷をかける側面も有しています。世界全体の温室効果ガスの排出量のうち、農業・林業・その他土地利用からの排出は全体の約4分の1を占めていることから、世界では農林水産業は大きな排出源として認識されています(図2)。日本の場合は、全産業のうち農林水産分野が占める温室効果ガスの排出量の割合は4.4%です。その内訳を見ると、施設園芸や農業機械、漁業における化石燃料由来のCO₂のほか、水田、家畜の消化管内発酵、家畜排せつ物管理、施肥に伴う農用地の土壌から、メタン(CH₄)や一酸化二窒素(N₂O)が排出されています(図3)。

2015年の国連総会で採択された持続可能な開発目標(SDGs)に多大な影響を与えたプラネタリー・バウンダリーという概念があります。プラネタリー・バウンダリーは、気候変動、窒素とリ

ンの循環、グローバルな淡水利用、土地利用変化、生態系機能の損失、化学物質による汚染などについて、人類が今後何世代にもわたって発展・繁栄を続けるための地球の環境許容量のことであり、この許容量を越えると、大規模で急激な、あるいは不可逆的な環境変化が発生するリスクが高まるという考え方を示したものです。既に、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、高リスクの領域にあると考えられています(図4)。

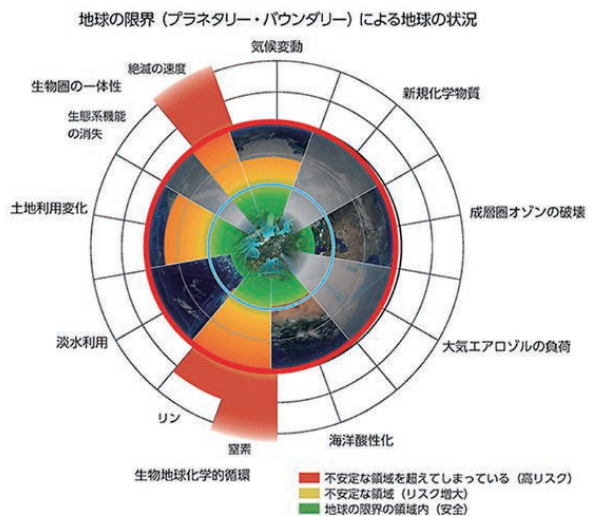


図4 プラネタリー・バウンダリー

(Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev, 2016) に環境省が加筆)

また、SDGsが定めている17のターゲットを3層に分類して総合的に整理したSDGsのウェディングケーキモデルでは、「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方が示されています(図5)。

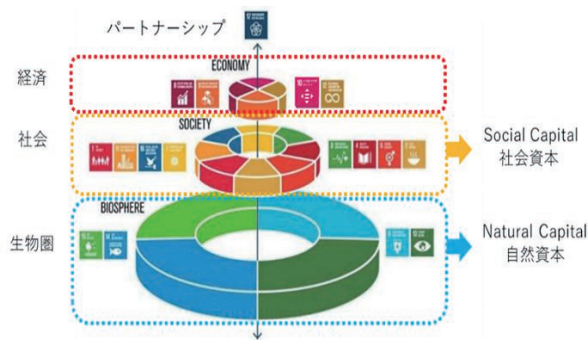


図5 SDGsのウェディングケーキモデル
(Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev, 2016) に加筆)

あらゆる産業において、SDGsや環境への配慮が不可欠となり、持続的な生産・消費への関心が高まる中、諸外国でも、食料・農業分野で環境や持続性に関する戦略を策定する動きが出ています。例えば、EUの欧州委員会は、2020年5月にFarm to Fork(農場から食卓まで)戦略を公表し、2030年を目標年とする農薬や肥料、抗菌剤の使用削減に係る数値目標を設定するなどしています。また、同戦略において、欧州委員会はEUの食料システムをグローバル・スタンダードにすることを目指すとしています。米国も、2021年1月にバイデン大統領が就任会見において、「米国の農業は世界で初めてネット・ゼロ・エミッションを達成する」と表明し、化石燃料補助金の廃止、気候スマート農法の採用奨励など意欲的な動きを見せています。

このような世界的な流れも踏まえ、我が国として、欧米とは気象条件等が異なるアジアモンスーン地域の持続可能な食料システムのモデルを打ち出し、国際ルールメイキングに参画していく必要

があります。

3. みどり戦略について

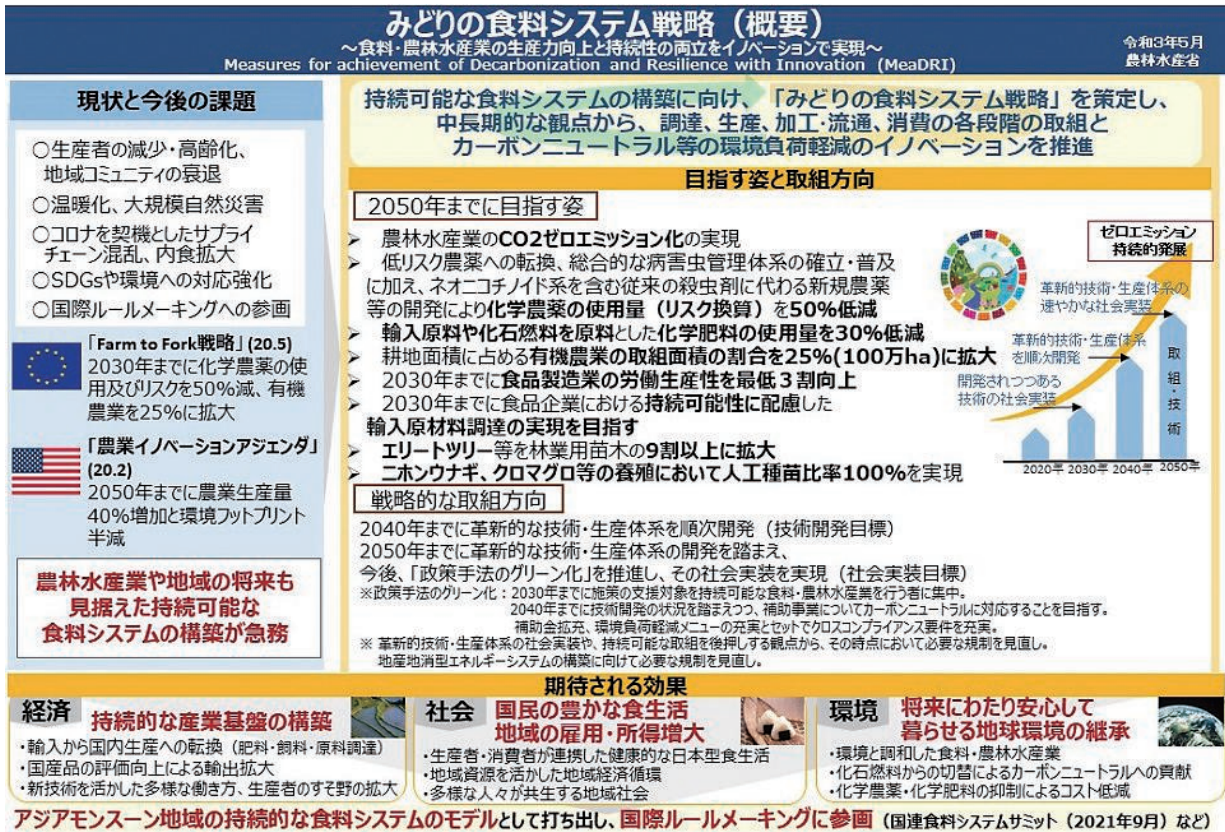
これらの状況を踏まえて、農林水産省では、2021年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための新たな政策方針として、みどり戦略を策定しました(図6)。

みどり戦略では、2050年までに目指す姿として、

- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現
- 化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減
- 化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現

等といった14の数値目標を掲げ、革新的な技術・生産体系の開発、その後の社会実装により実現していくこととしています。また、本戦略には、個々の技術の研究開発・実用化・社会実装に向けた2050年までの工程表を掲載し、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示しています。

みどり戦略は、食料・農林水産業の調達、生産、加工・流通、消費の各段階に関わる様々な関係者それぞれの理解と協働の上で実現するものです。生産の取組に加え、消費者の理解が大変重要であることから、温室効果ガスの排出削減の取組の「見える化」、事業者と連携した店頭での表示、「見たい目重視から持続性重視」の消費の促進など、消



費者に選択いただくための取組を進めています。
このほか、農林水産分野のJ-クレジット制度や農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイドランスについては、別の機会に詳述します。

2022年6月には、2050年目標の実現に向けた中間目標として、新たにKPI2030年目標が決定されました。

4. みどりの食料システム法について

みどり戦略の実現に向け、現場が安心して息長く取り組んでいただくための法的な枠組みとして、「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。))が2022年4月に成立し、同年7月に施行されました（図7）。法では、まず前半部分において、生産者、事業者、消費者等の連携、技術開発・活用の推進や円滑な食品流通の確保といった法の基本理念を掲げた上で、行政の責務や関係者が取り組むべき視点、国が講ずべき施策について規定しています。

法の後半部分においては、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者の計画を認定し、税制措置等によりその取組を支援する「計画認定制度」について規定しています。この制度は、以下の2通りの計画に基づく仕組みから成り立っています。

- ① 土づくり、化学農薬・化学肥料の削減、温室効果ガスの排出削減（省エネ設備の導入等）等の環境負荷低減に取り組む生産者の事業計画を都道府県が認定する仕組み【環境負荷低減事業活動】
- ② 上記のような農林漁業者の取組を、技術の開発・普及や新商品開発等により側面的に支援する、機械・資材メーカーやサービス事業者、食品事業者等の事業計画を国が認定する仕組み【基盤確立事業】

いずれの仕組みにおいても、認定を受けた事業者が、税制・融資上の特例措置を受けられることとなります。

また、これらの計画認定制度の実務的な運用については、法に基づき国が定めた基本方針（環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号））の下で、地方公共団体は、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、認定業務等を進めることとなります。

2022年10月28日には、滋賀県及び県内全19市町が全国で初めて基本計画を公表、また、11月1日には、機械や資材の製造事業者等による事業計画の認定・公表を初めて行いました。法に基づく環境負荷低減への支援の仕組みが動き出しています。

5. みどり戦略の実現に向けて

みどり戦略は、オール霞が関での取組を進めています。また、2021年の国連食料システムサミットや国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議では、みどり戦略に基づく取組の推進等について発信するなど、国際舞台における展開を進めています。

農林水産省が環境保全型農業を提唱したのが1994年です。その後、1995年に福島県内の農業者組織が第1回環境保全型農業コンクール（現在は「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」）において農林水産大臣賞を受賞しました。以降、県内各地の組織、農業者が受賞してきた歴史があります。

将来にわたって持続可能な食料システムを確立するため、福島県拠点は東北農政局関係部署とワンチームとなって、引き続き、県内の幅広い関係者の理解と支持を得られるよう努めてまいります。

調査

全国と比較した福島県の経済格差の現状と対応策について

<要 旨>

1. 本県と全国を比較した経済格差の現状

(1) 所得格差の現状

1人当たり県民所得を1人当たり国民所得と比較してみると、震災直後の2011年度に△49万8千円だった所得格差は2016年度に△16万9千円まで縮小したが、復興需要が減速し始めた2019年度には△23万9千円まで再び拡大した。また、2014年から2019年までの本県における1世帯当たり年間収入の全国格差は世帯主が60歳代と70歳代以上の世帯で縮小したが、世帯主が50歳代以下の世帯で拡大しており、全世帯平均で全国比△0.1ポイントとわずかに拡大している。

(2) 資産格差の現状

1世帯当たりの預貯金保有額および投資商品保有額をみると、本県、全国とも世帯主の年代が高齢になるほど増加する傾向が窺える。一方、2014年から2019年にかけて、本県における1世帯当たり預貯金保有額の全国格差は拡大したが、1世帯当たり投資商品保有額の全国格差は縮小した。なお、預貯金保有額および投資商品保有額が50歳代、60歳代で急増し、70歳代で減少しているのは、50歳代、60歳代で退職金を受け取り、勤労所得が減る70歳代で金融商品を取り崩しているためと考えられる。また、不動産保有額は、勤労所得が一定程度となり、住宅ローン返済の見通しが立って持家を持ち始める30歳代で急増しているものとみられる。

2. 本県の所得格差の要因分析

全国と比較した本県の所得格差の最大要因は就業者の現金給与格差である。そして、就業者の現金給与格差は資産格差の要因でもある。現金給与の格差は、正社員・非正社員別では正社員ほど、企業規模では大規模企業ほど大きくなっている。また、非労働力人口の割合が高い65歳以上の高齢者の増加も所得格差を拡大させる要因となっている。さらに、65歳以上の高齢者世帯のうち、特に所得が少ない世帯は生活保護の対象になるなど、高齢者世帯の増加が貧困化による所得格差の拡大に關与しているものとみられる。

3. 本県の所得格差拡大に対する対応策

本県の所得格差を是正するには、まず就業者の現金給与を引き上げることが必須要件である。そのためには、機械設備の利用頻度や稼働率の向上、高付加価値製品の開発に向けた取り組みなどにより、大規模企業の資本生産性を引き上げるとともに、小規模企業では、資金調達の問題を解決させ、実効性のある設備投資により労働生産性の向上に努めることが求められる。また、65歳以上高齢者の所得減少や貧困化に関しては、「高年齢者雇用安定法」の再度改正により、70歳までの雇用を企業に義務づけるなどして、高齢化の進行で増加傾向にある非労働者の就業を促すことが望まれる。

2012年12月26日に始まった第二次安倍政権では、最大の目標を経済回復と位置づけ、デフレ脱却を目指す金融政策、東日本大震災からの復興などに向けた財政出動、民間投資を喚起する成長戦略という「3本の矢」を柱とする経済政策、いわゆる「アベノミクス」に取り組んだ。この結果、景気回復期は2012年12月から2018年10月までの71カ月となり、戦後最長の景気回復期である「いざなぎ景気」の73カ月に次ぐ長さとなった。

この間、本県でも復興需要を下支えに、景況は震災直後の最悪期から持ち直しの動きがみられていたが、復興需要がピークアウトするとともに、人口減少と少子高齢化が県内経済に及ぼす影響が浮き彫りとなり、全国との経済格差が懸念されている。

そこで本稿では、統計データを基に、本県と全国の経済格差の現状を検証するとともに、その要因分析と対応策についても考察してみた。

1. 本県と国の経済成長率

2011年度から2019年度までの県内経済成長率をみると、東日本大震災の影響により2011年度が $\Delta 8.4\%$ と大きく落ち込んだが、復興需要を背景

に2012年度から2018年度まで7年連続でプラス成長となった(図表1)。但し、復興需要がほとんど出尽くしたものとみられる2019年度は8年ぶりにマイナス成長となっている。

一方、国内経済成長率をみると、2011年度から2012年度までマイナス成長だったものの、アベノミクスの効果が出始めた2013年度から2018年度まで6年連続でプラス成長となっている。

2. 本県と全国を比較した経済格差の現状

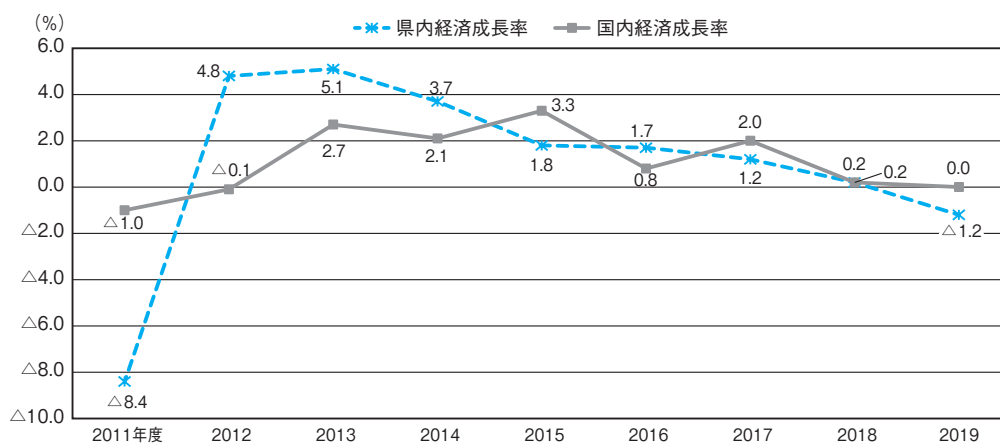
(1) 所得格差

A. 1人当たり県民所得と国民所得

2011年度から2019年度までの1人当たり県民所得をみると、東日本大震災の影響などにより2011年度が230万円と低水準となったが、その後、復興需要とアベノミクス景気^{注1)}による経済効果などから、2012年度以降は増加基調で推移しており、ピークの2018年度は298万4千円と2011年度と比較して70万円ほど増加した(図表2)。一方、2019年度は294万2千円と前年度比で4万円ほど

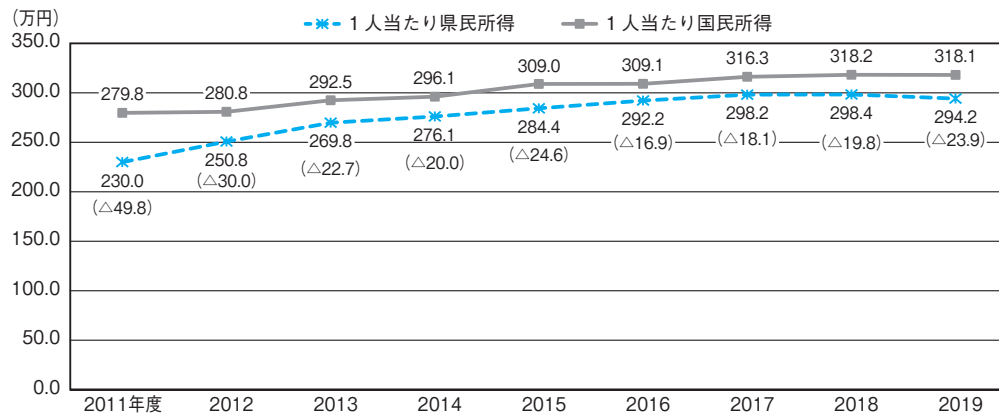
注1：第二次安倍政権下の2012年12月から2018年10月までの71カ月に及ぶ景気回復期。

図表1 名目経済成長率の推移



資料：福島県「福島県県民経済計算年報」、内閣府「国民経済計算年次推計」

図表2 1人当たり県民所得と国民所得



資料：福島県「福島県県民経済計算年報」、内閣府「国民経済計算年次推計」
注：カッコの数値は1人当たり県民所得－1人当たり国民所得。

減少している。

次に、1人当たり県民所得を1人当たり国民所得と比較してみると、震災直後の2011年度に△49万8千円だった所得格差は2016年度に△16万9千円まで縮小したが、復興需要が減速し始めた2019年度には△23万9千円まで再び拡大した。

B. 1世帯当たり年間収入

2014年における本県の1世帯当たり年間収入を全国と比較すると、全世帯平均では本県が521万円と全国の540万円を3.5%下回っている（図表3）。世帯主の年代別にみると、本県が全国を上回ったのは30歳未満および30歳代、40歳代となり、これ以外の年代の世帯は全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり年間収入を全国と比較すると、全世帯平均では本県が538万円と全国の558万円を3.6%下回っている。世帯主の年代別にみると、すべての年代の世帯で本県が全国を下回っている。

2019年における本県の1世帯当たり年間収入を2014年と比較すると、世帯主が60歳代と70歳代以上の世帯で増加しており、全世帯平均で本県が+3.3%と全国と同じ増加率となった。このため、2014年から2019年までの本県における1世帯当

り年間収入の全国格差は世帯主が60歳代と70歳代以上の世帯で縮小したが、世帯主が50歳代以下の世帯で拡大しており、全世帯平均で全国比△0.1ポイントとわずかに拡大している。

図表3 本県と全国の1世帯当たり年間収入

(単位：万円、%、ポイント)

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2019年	2014年比
福島県	30歳未満	377	376	△ 0.3
	30歳代	538	511	△ 5.0
	40歳代	646	629	△ 2.6
	50歳代	702	702	0.0
	60歳代	466	565	21.2
	70歳代以上	390	414	6.2
	全世帯平均	521	538	3.3
全国	30歳未満	357	387	8.4
	30歳代	535	575	7.5
	40歳代	642	668	4.0
	50歳代	733	748	2.0
	60歳代	531	572	7.7
	70歳代以上	403	418	3.7
	全世帯平均	540	558	3.3
差異	30歳未満	5.6	△ 2.8	△ 8.4
	30歳代	0.6	△ 11.1	△ 11.7
	40歳代	0.6	△ 5.8	△ 6.5
	50歳代	△ 4.2	△ 6.1	△ 1.9
	60歳代	△ 12.2	△ 1.2	11.0
	70歳代以上	△ 3.2	△ 1.0	2.3
	全世帯平均	△ 3.5	△ 3.6	△ 0.1

資料：総務省「全国家計構造調査」

注：差異は福島県の全国に対する増減率。年間収入は勤労収入、利子・配当金、年金給付などの合計。

(2) 資産格差

A. 1世帯当たり預貯金保有額

2014年における本県の1世帯当たり預貯金保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が841万円と全国の868万円を3.2%下回っている(図表4)。世帯主の年代別にみると、本県が全国を上回ったのは30歳未満および30歳代、50歳代となり、これ以外の年代の世帯は全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり預貯金保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が702万円と全国の814万円を13.8%下回っている。世帯主の年代別にみると、すべての年代の世帯で本県が全国を下回っている。

2019年における本県の1世帯当たり預貯金保有額を2014年と比較すると、世帯主が40歳代の世帯を除いて減少しており、全世帯平均で△16.5%と

全国の全世帯平均△6.2%よりも減少幅が大きかった。このため、2014年から2019年にかけて本県の1世帯当たり預貯金保有額の全国格差は世帯主が40歳代の世帯を除いて拡大しており、全世帯平均でマイナス幅が10.6ポイント拡大している。

B. 1世帯当たり投資商品保有額

2014年における本県の1世帯当たり投資商品保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が111万円と全国の210万円を47.1%下回っている(図表5)。世帯主の年代別にみると、すべての年代で本県が全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり投資商品保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が141万円と全国の205万円を31.3%下回るなど、世帯主の年代別でも、すべての年代の世帯で本県が全国を下回っている。

図表4 本県と全国の1世帯当たり預貯金保有額

(単位:万円、%、ポイント)

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2014年比	
福島県	30歳未満	222	135	△ 39.3
	30歳代	422	268	△ 36.4
	40歳代	366	453	23.6
	50歳代	1,064	683	△ 35.8
	60歳代	1,026	913	△ 11.0
	70歳代以上	1,058	900	△ 14.9
	全世帯平均	841	702	△ 16.5
	全国	30歳未満	192	153
30歳代		407	360	△ 11.4
40歳代		533	579	8.6
50歳代		903	784	△ 13.2
60歳代		1,238	1,177	△ 4.9
70歳代以上		1,222	1,137	△ 7.0
全世帯平均		868	814	△ 6.2
差異		30歳未満	15.6	△ 11.9
	30歳代	3.6	△ 25.5	△ 29.1
	40歳代	△ 31.3	△ 21.8	9.5
	50歳代	17.8	△ 12.8	△ 30.6
	60歳代	△ 17.1	△ 22.5	△ 5.3
	70歳代以上	△ 13.4	△ 20.8	△ 7.4
	全世帯平均	△ 3.2	△ 13.8	△ 10.6

資料:総務省「全国家計構造調査」

注:差異は福島県の全国に対する増減率。預貯金保有額は通貨性預貯金、定期性預貯金の合計。

図表5 本県と全国の1世帯当たり投資商品保有額

(単位:万円、%、ポイント)

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2014年比	
福島県	30歳未満	0	7	-
	30歳代	10	16	60.8
	40歳代	29	37	29.1
	50歳代	168	219	30.0
	60歳代	174	248	42.4
	70歳代以上	118	119	1.2
	全世帯平均	111	141	26.7
	全国	30歳未満	16	15
30歳代		59	63	6.1
40歳代		102	111	9.4
50歳代		206	237	15.3
60歳代		329	323	△ 1.7
70歳代以上		327	284	△ 13.1
全世帯平均		210	205	△ 2.4
差異		30歳未満	△ 100.0	△ 51.3
	30歳代	△ 82.7	△ 73.8	8.9
	40歳代	△ 71.6	△ 66.4	5.1
	50歳代	△ 18.1	△ 7.7	10.4
	60歳代	△ 47.2	△ 23.4	23.7
	70歳代以上	△ 63.9	△ 57.9	6.0
	全世帯平均	△ 47.1	△ 31.3	15.8

資料:総務省「全国家計構造調査」

注:差異は福島県の全国に対する増減率。投資商品保有額は貸付信託・金銭信託、株式、債券、投資信託の合計。

2019年における本県の1世帯当たり投資商品保有額を2014年と比較すると、世帯主がすべての年代の世帯で増加しており、全世帯平均で+26.7%となった。このため、2014年から2019年にかけて本県の1世帯当たり投資商品保有額の全国格差は世帯主がすべての年代の世帯で縮小しており、全世帯平均でマイナス幅が15.8ポイント縮小している。

C. 1世帯当たり不動産保有額

2014年における本県の1世帯当たり不動産保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が1,299万円と全国の1,943万円を33.1%下回っている（図表6）。世帯主の年代別にみると、すべての年代で本県が全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり不動産保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が1,400万

円と全国の2,010万円を30.4%下回るなど、世帯主の年代別でも、世帯主が30歳代の世帯を除いて本県が全国を下回っている。

2019年における本県の1世帯当たり不動産保有額を2014年と比較すると、世帯主が50歳代の世帯が10.5%減少したものの、それ以外の世帯で増加しており、全世帯平均で+7.8%となった。このため、2014年から2019年にかけて本県の1世帯当たり不動産保有額の全国格差は世帯主が30歳未満および30歳代、60歳代の世帯で縮小しており、全世帯平均ではマイナス幅が2.8ポイント縮小している。

(3) 小 括

本県と全国を比較した所得格差をみると、本県の1人当たり県民所得は2011年度から2019年度まで一貫して1人当たり国民所得を下回っており、本県は全国平均と比較して所得格差があるものといえる。また、2019年における世帯主の年代別1世帯当たり年間収入をみると、本県、全国とも勤労所得がまだ少ない30歳未満と退職者が多い70歳代以上の世帯で全世帯平均を下回っている。

次に、預貯金保有額および投資商品保有額をみると、本県、全国とも世帯主の年代が高齢になるほど増加する傾向が窺える。一方、2014年から2019年にかけて、本県における1世帯当たり預貯金保有額の全国格差は拡大したが、1世帯当たり投資商品保有額の全国格差は縮小した。なお、預貯金保有額および投資商品保有額が50歳代、60歳代で急増し、70歳代で減少しているのは、50歳代、60歳代で退職金を受け取り、勤労所得が減る70歳代で金融商品を取り崩しているためと考えられる。さらに、不動産保有額は、勤労所得が一定程度となり、住宅ローン返済の見通しが立って持家を持ち始める30歳代で急増しているものとみられる。

図表6 本県と全国の1世帯当たり不動産保有額
(単位：万円、%、ポイント)

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2014年比	
福島県	30歳未満	41	107	159.1
	30歳代	870	1,217	39.9
	40歳代	1,212	1,327	9.5
	50歳代	1,404	1,257	△ 10.5
	60歳代	1,399	1,613	15.3
	70歳代以上	1,614	1,636	1.4
	全世帯平均	1,299	1,400	7.8
全 国	30歳未満	327	258	△ 20.9
	30歳代	1,152	1,191	3.4
	40歳代	1,593	1,910	19.9
	50歳代	2,019	2,085	3.2
	60歳代	2,582	2,396	△ 7.2
	70歳代以上	2,507	2,655	5.9
	全世帯平均	1,943	2,010	3.5
差 異	30歳未満	△ 87.4	△ 58.8	28.6
	30歳代	△ 24.5	2.2	26.7
	40歳代	△ 23.9	△ 30.5	△ 6.6
	50歳代	△ 30.5	△ 39.7	△ 9.3
	60歳代	△ 45.8	△ 32.7	13.1
	70歳代以上	△ 35.6	△ 38.4	△ 2.8
	全世帯平均	△ 33.1	△ 30.4	2.8

資料：総務省「全国家計構造調査」
注：差異は福島県の全国に対する増減率。不動産保有額は住宅と土地の合計。

図表7 本県と全国の1世帯当たり年間資産購入状況

(単位：%)

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2014～2019年 平均率
福島県	貯蓄純増率	30.8	22.8	24.9	31.1	29.3	30.9	28.1
	有価証券純購入率	0.3	0.2	0	0.1	0.5	0.2	0.2
	不動産純増率	0	0	3.1	0	0	0	0.5
全国	貯蓄純増率	18.2	19.8	21.3	22.3	26.6	31.4	22.9
	有価証券純購入率	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2	0.2
	不動産純増率	2.2	2.8	1.6	1.7	1.3	1.5	1.8

資料：総務省「家計調査年報」

注：貯蓄純増率、有価証券純購入率、不動産純増率は可処分所得に対する純増額の割合。

本県の1世帯当たり年間資産購入状況をみると、2014年から2019年までの貯蓄純増率平均は28.1%と全国比+5.2ポイント、有価証券純購入率平均は0.2%と全国と変わらないことから、本県の預貯金保有額および有価証券保有額が全国を下回っているのは、本県の年間収入が全国よりも少ないことが一因とみられる(図表7)。一方、本県の不動産純増率平均は0.5%と全国を1.3ポイント下回っており、不動産は他の資産と比較して単価が高いことから、年間収入が全国より少ない本県では保有額が少ないものと推察される。

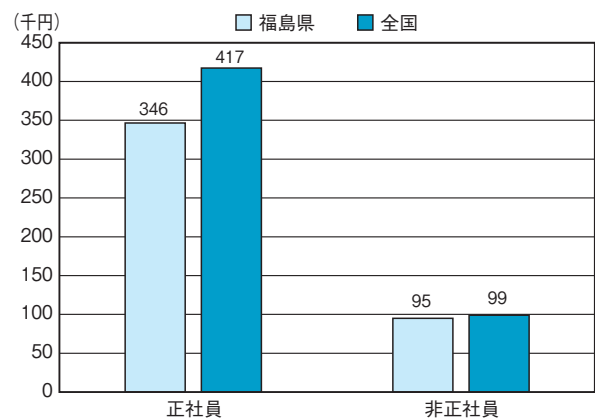
以上により、全国と比較した本県の所得格差は所得格差だけにとどまらず、資産格差も引き起こしているものと考えられる。したがって、次章では、資産格差を含めた経済格差の要因とみられる所得格差の要因について分析してみる。

3. 本県の所得格差の要因分析

(1) 現金給与の格差による影響

2019年における本県の正社員・非正社員別に1人当たり現金給与額^{注2)}をみると、正社員が346千円(全国比△17.0%)、非正社員が95千円(同△4.0%)と、ともに全国の現金給与額を下回っているが、正社員のマイナス幅がより大きかった(図表8)。一方、2019年における本県の正社員数、

図表8 本県と全国の正社員・非正社員別にみた1人当たり現金給与額(2019年)



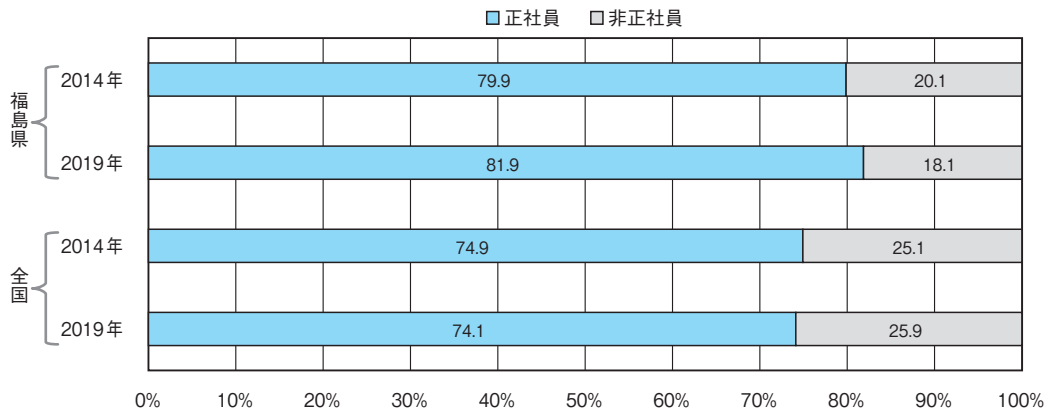
資料：総務省「2019年賃金構造基本統計調査」

注：正社員は一般労働者、非正社員は短時間労働者。

非正社員数の構成比をみると、正社員が81.9%(2014年比+2.0ポイント)、非正社員が18.1%(同△2.0ポイント)と正社員の割合が上昇している(図表9)。さらに、2019年における全国の正社員数、非正社員数の構成比と比較してみると、本県の正社員が+7.8ポイント、非正社員が△7.8ポイントとなり、本県の正社員の構成比は全国を上回っている。この結果から、2019年における本県の正社員の構成比は2014年から上昇し、全国の構成比を上回っていることから、相対的に現金給与額が少ない非正社員の構成比が上昇する非正社員化が全国との所得格差の要因ではなく、正社員の

注2：現金給与とは、定例給与と特別給与の合計額のこと。

図表9 本県と全国の正社員・非正社員別にみた従業員数の構成比

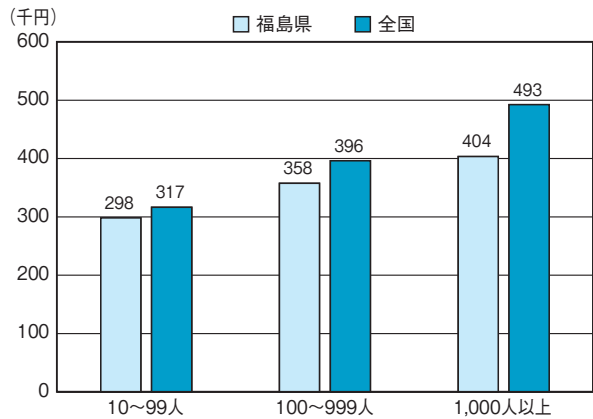


資料：総務省「賃金構造基本統計調査」
注：正社員は一般労働者、非正社員は短時間労働者。

1人当たり現金給与額の格差が所得格差に結びついているものとみられる。

次に、2019年における本県の企業規模別に1人当たり現金給与額をみると、「10～99人」が298千円（全国比△6.0%）、「100～999人」が358千円（同△9.6%）、「1,000人以上」が404千円（同△18.1%）と企業規模が大きいほど現金給与額が多くなる傾向がみられるが、大企業のほうが全国比のマイナス幅が大きかった（図表10）。一方、2019年における本県の企業規模別従業員数の構成比をみると、「10～99人」が36.5%（2014年比△0.8ポイント）、「100～999人」が40.8%（同+3.3ポイント）、「1,000人以上」が22.7%（同△2.5ポイント）とな

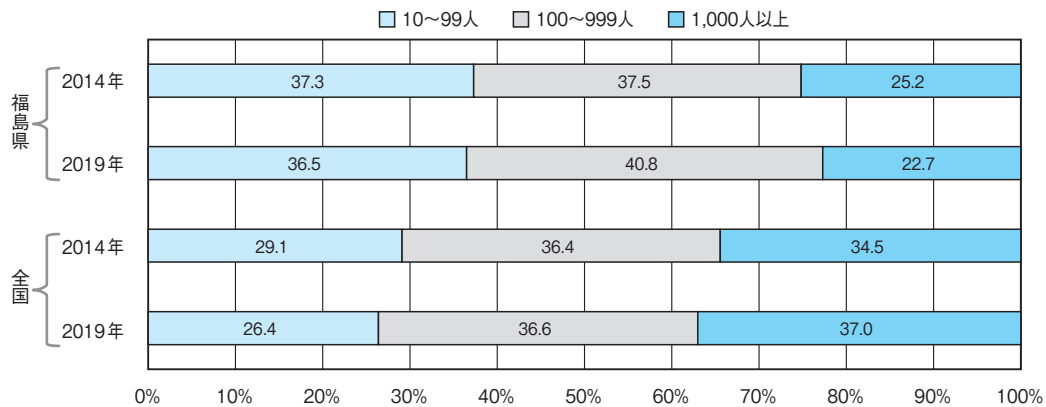
図表10 本県と全国の企業規模別にみた1人当たり現金給与額（2019年）



資料：総務省「2019年賃金構造基本統計調査」

り、企業規模が最大の「1,000人以上」のマイナス幅が最も大きかった（図表11）。

図表11 本県と全国の企業規模別にみた従業員数の構成比



資料：総務省「賃金構造基本統計調査」

以上により、本県では、金額が最も多い「1,000人以上」における2019年の1人当たり現金給与額は全国と比較して最も大きく下回っており、従業員数の構成比も全国比で15ポイントほど下回っている。このため、従業員数「1,000人以上」の1人当たり現金給与額が全国より少なく、従業員数の構成比も低いことが本県勤労者世帯の全国との所得格差を拡大させているものとみられる。

(2) 高齢化による影響

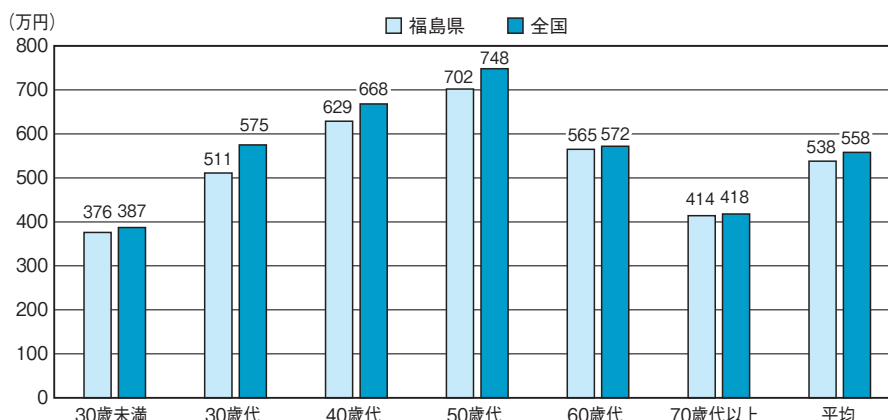
A. 1世帯当たり年間収入

2019年における本県の世帯主年齢別の1世帯当たり年間収入をみると、最も多いのは世帯主が50歳代の702万円となり、次いで、40歳代の629万円

などの順となった(図表12)。一方、本県平均の1世帯当たり年間収入538万円を下回っているのは、30歳未満の376万円、70歳代以上の414万円、30歳代の511万円となり、若年世代と高齢世代が少なかった。さらに、全国と比較すると、すべての年代で本県は全国を下回っており、全国平均の558万円を本県は20万円下回っている。

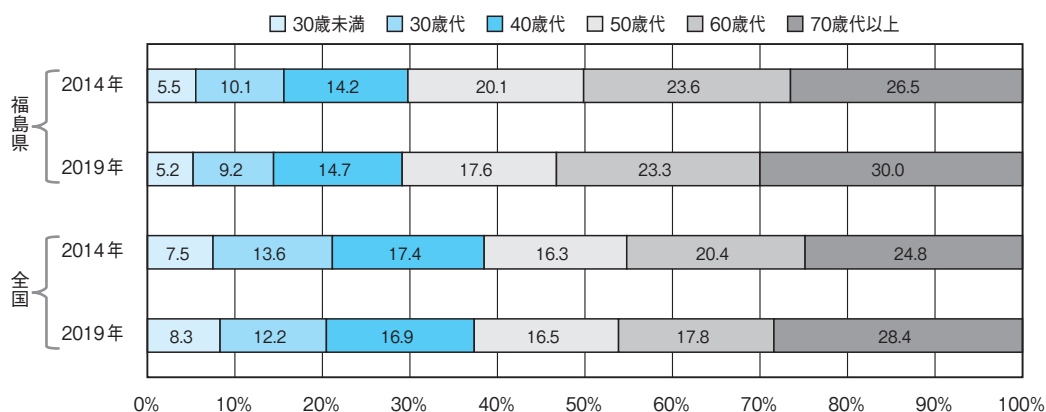
次に、2019年における世帯主年齢別の世帯数の構成比をみると、本県は70歳代以上が30.0%で最も高く、2014年の26.5%から3.5ポイント上昇しており、高齢者世帯の割合が高くなっている(図表13)。また、2019年における全国の世帯主が70歳代以上の世帯数の構成比は28.4%となっており、本県が1.6ポイント上回っている。

図表12 本県の世帯主年齢別にみた1世帯当たり年間収入(2019年)



資料：総務省「2019年全国家計構造調査」

図表13 本県と全国の世帯主年齢別にみた世帯数の構成比



資料：総務省「全国家計構造調査」

以上により、全国と比較した本県の所得格差はすべての年代でみられているが、年間収入が30歳未満に次いで少なく、世帯数の構成比が最も高い70歳代以上の世帯が本県平均の年間収入の押し下げに大きな影響を及ぼしているものと考えられる。そこで、2019年の世帯主年齢別にみた本県1世帯当たり年間収入の平均額との差異をみると、世帯数合計では70歳以上の世帯が△2,686億円となり、本県平均の年間収入を最も押し下げていることが確認できる（図表14）。

B. 貧困化の動向

高齢者世帯のうち、特に所得が少ない世帯は生活保護の対象になるなど、高齢者世帯の増加が貧困化拡大による所得格差の拡大に関与しているものとみられる。そこで本節では、本県および全国の被保護世帯数と保護世帯率を基に、貧困化による所得格差の動向について確認してみる。

2014年度から2019年度までの本県被保護世帯数をみると、2014年度から2019年度まで一貫して増加傾向を辿り、2019年度は14,025世帯と2014年度比で+7.2%となった（図表15）。次に、2019年度

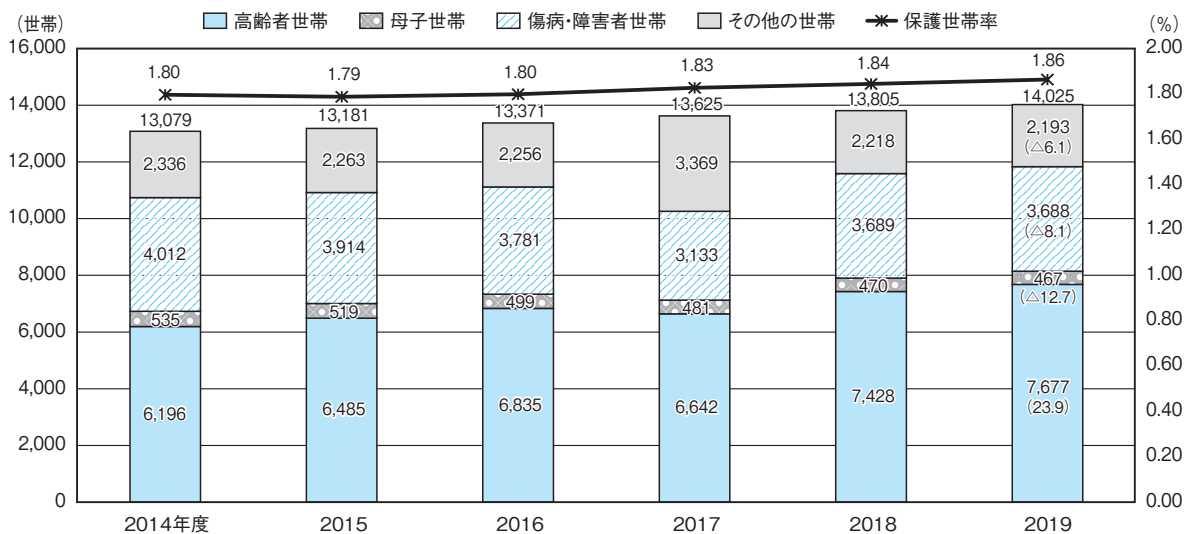
図表14 世帯主年齢別にみた本県1世帯当たり年間収入の平均額との差異（2019年）

世帯主年代	1世帯当たり年間収入(万円)	本県平均額との差異		
		本県平均額との差異(万円)	世帯数(世帯)	本県平均額との差異合計(億円)
30歳未満	376	△158	43,698	△692
30歳代	511	△23	69,471	△163
40歳代	629	95	108,982	1,031
50歳代	702	168	120,544	2,020
60歳代	565	31	160,047	490
70歳代以上	414	△120	223,062	△2,686
合計	534	0	725,804	0

資料：総務省「2019年全国家計構造調査」

注：本県平均額との差異は、534万円－世帯主年齢別の1世帯当たり年間収入。本県平均額との差異合計は、本県平均額との差異×世帯数。

図表15 本県の被保護世帯数



資料：福島県

注：その他の世帯は、保護停止中の世帯を含む。保護世帯率は、本県の総世帯数に占める被保護世帯数の割合。カッコ内の数値は2014年比増減率。

における世帯類型別被保護世帯をみると、高齢者世帯が7,677世帯（2014年度比+23.9%）で最も多く、次いで、傷病・障害者世帯が3,688世帯（同△8.1%）、その他の世帯が2,193世帯（同△6.1%）、母子世帯が467世帯（同△12.7%）などとなり、高齢者世帯の増加が被保護世帯数全体を押し上げている。また、2014年度から2019年度までの本県の保護世帯率をみると、2015年度から2019年度まで上昇傾向を辿り、2019年度は1.86%と2014年度比で+0.06ポイントとなった。

一方、2014年度から2019年度までの全国の被保護世帯数をみると、2014年度から2017年度まで増加傾向を辿ったが、2018年度、2019年度は前年を下回っている（図表16）。次に、2019年度における世帯類型別被保護世帯をみると、高齢者世帯が898,395世帯（同+17.9%）で最も多く、次いで、傷病・障害者世帯が408,487世帯（同△5.3%）、その他の世帯が231,014世帯（同△19.3%）、母子世帯が77,187世帯（同△25.5%）などとなり、全国でも高齢者世帯の増加が被保護世帯数全体を押し上げている状況に変わりはない。また、2014年度

から2019年度までの全国の保護世帯率をみると、2016年度から2019年度まで下降傾向を辿り、2019年度は2.76%と2014年度比で△0.07ポイントとなった。

以上により、被保護世帯の内訳をみると、本県、全国とも高齢者世帯の増加が著しいが、全国以上に高齢化が進んでいる本県では、高齢者世帯の増加率がより高く、保護世帯率も上昇傾向で推移しており、本県のほうが全国以上に貧困化が進んでいるものと考えられる。

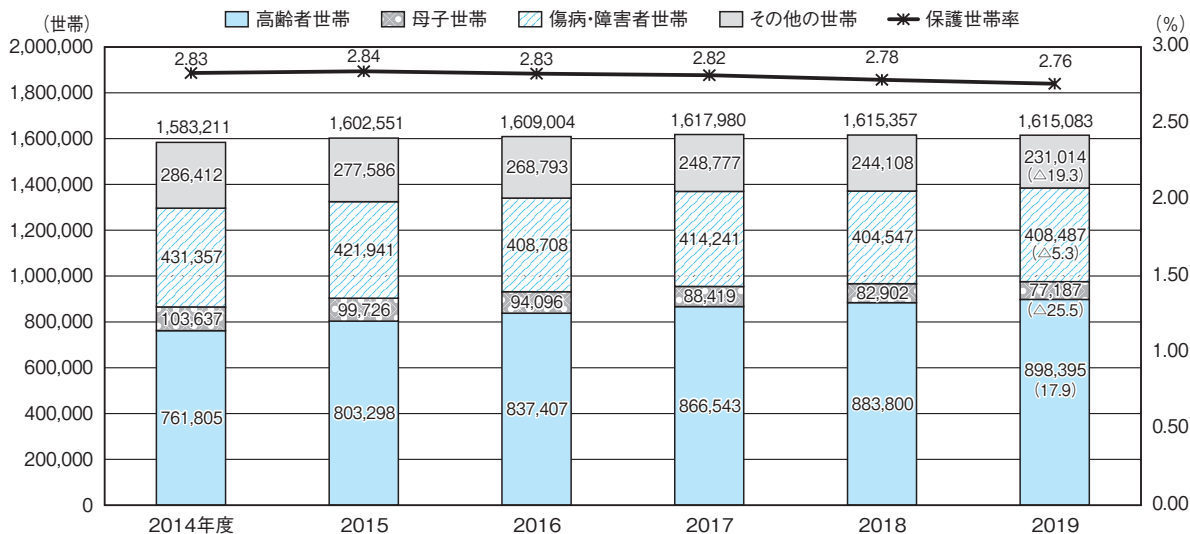
4. 本県の所得格差拡大に対する対応策

前章で示した通り、全国と比較した本県の所得格差拡大の要因は、現金給与の格差拡大と高齢化の進行によるものとみられる。そこで本章では、現金給与格差と高齢化に着目して所得格差拡大に対する対応策について考察してみる。

(1) 現金給与格差の是正

前章で確認したが、改めて企業規模別に本県製

図表16 全国の被保護世帯数



資料：厚生労働省「被保護者調査」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
 注：保護世帯率は、国内の総世帯数に占める被保護世帯数の割合。カッコ内の数値は2014年比増減率。

造業の従業員1人当たり現金給与をみると、従業員数が「30～49人」で351万円、「50～99人」で366万円、「100～299人」で419万円、「300人以上」で525万円となり、企業規模が大きい企業ほど現金給与が多いことが再確認できる（図表17）。そこで、本節では初めに本県の現金給与を底上げする小規模企業の現金給与を押し上げる方策について考察する。

現金給与の原資となる従業員1人当たり付加価値額をみると、従業員数が「30～49人」で785万円、「50～99人」で935万円、「100～299人」で1,206万円、「300人以上」で1,407万円となり、現金給与と同様に付加価値額も企業規模が大きい企業ほど多くなる傾向が窺える。この結果から、従業員の現金給与を増やすにはその原資となる企業の生み

出す付加価値額を増やすことが求められる。一方、従業員1人当たりの付加価値額は労働生産性^{注3)}を示す指標であり、付加価値額を増やすには企業全体の労働生産性を高めることが要件になるものと考えられる。

また、従業員1人当たり有形固定資産投資額をみると、従業員数が「30～49人」で110万円、「50～99人」で116万円、「100～299人」で199万円、「300人以上」で270万円と、従業員1人当たりの現金給与および付加価値額が高い企業規模の大きい企業ほど設備投資を実施しており、労働生産性

注3：労働生産性とは、従業員1人がどの程度の価値を生み出すのか指標化したもので、企業の付加価値額を従業員数で割って求め、労働の効率性を測る尺度となる。

図表17 企業規模別にみた本県製造業の労働生産性と資本生産性（2016～2020年平均）（単位：万円）

企業規模	従業員数30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
従業員1人当たり現金給与	351	366	419	525
従業員1人当たり付加価値額	785	935	1,206	1,407
従業員1人当たり有形固定資産投資額	110	116	199	270
資本生産性	714	807	605	522

資料：福島県「工業統計調査結果報告書」

注：資本生産性とは、機械設備等がどれだけ生産性を上げているのかを示す指標。付加価値額÷有形固定資産投資額で算出。

図表18 企業が設備投資しない理由の上位10項目（複数回答）（単位：%、ポイント）

順位	設備投資しない理由	全企業			差 異
		大企業	中小企業		
1	先行きが見通せない	53.0	40.9	54.1	13.2
2	現状で設備は適正水準である	26.4	37.5	25.3	△ 12.2
3	投資に見合う収益を確保できない	20.8	15.3	21.4	6.1
4	借り入れ負担が大きい	13.3	5.0	14.1	9.1
5	原材料価格の高騰	13.1	8.4	13.5	5.1
6	自社に合う設備が見つからない	11.7	12.5	11.7	△ 0.8
7	手持ち現金が少ない	10.9	5.3	11.4	6.1
8	すでに投資を実施した	9.0	14.4	8.5	△ 5.9
9	市場の需要がない	7.5	5.6	7.7	2.1
10	投資のための借入見通しが立たない	6.6	3.1	6.9	3.8

資料：帝国データバンク「2022年度の設備投資に関する企業の意識調査」

注：調査対象は、2022年度に設備投資について「予定していない」と回答した全国企業3,718社。

差異は、中小企業の回答割合から大企業の回答割合を差し引いた割合。

の向上に向けて設備に投資するのは有効な手段であるとみられる。つまり、効果的な設備投資は労働生産性を高めるとともに、従業員の現金給与も押し上げるものと考えられる。このため、従業員の現金給与が少ない小規模企業でも効果的な設備投資を実施し、労働生産性の向上により従業員の現金給与が増えることが現金給与格差の是正につながるものと考えられる。

そこで、帝国データバンク「2022年度の設備投資に関する企業の意識調査」により中小企業が設備投資をしない理由を確認してみると、大企業より割合が高いのが「先行きが見通せない」(+13.2ポイント)、「借り入れ負担が大きい」(+9.1ポイント)、「手持ち現金が少ない」(+6.1ポイント)、「投資に見合う収益を確保できない」(+6.1ポイント)などの順となった(図表18)。一方、大企業より割合が低いのが「現状で設備は適正水準である」(△12.2ポイント)、「すでに投資を実施した」(△5.9ポイント)などの順となった。

この結果から、中小企業は大企業と比べて設備が適正水準でも、投資を実施したわけでもないにもかかわらず、借り入れ負担や自己資金不足など

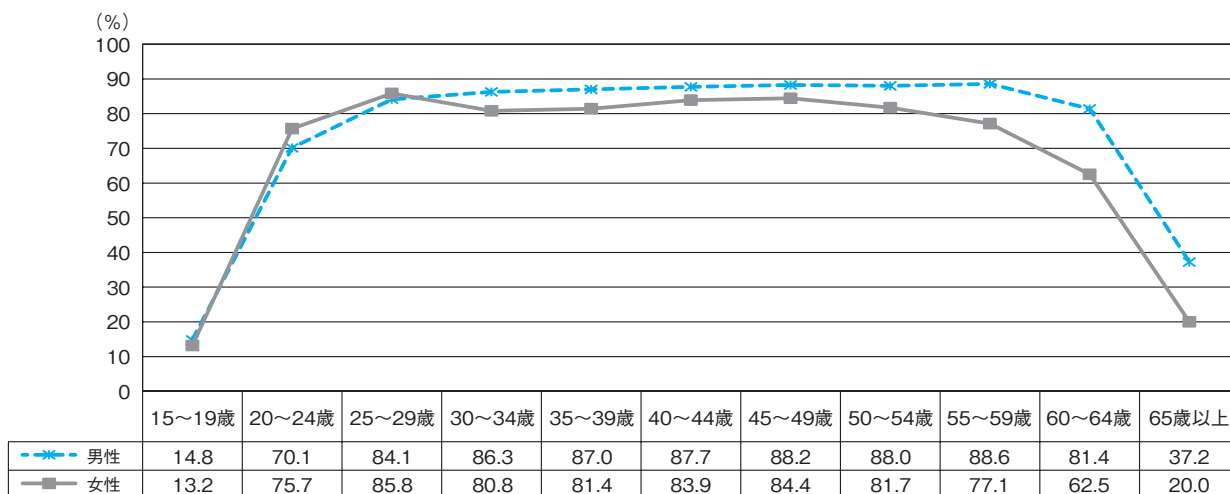
の資金調達が問題となり、設備投資を実施できない企業が多いものとみられる。このため、小規模企業では、資金調達の問題については速やかに行政や金融機関などに相談し、実効性のある設備投資計画を練り上げて労働生産性の向上に努めることが求められる。

次に、全国と比較して現金給与額の格差が大きい本県の大規模企業の現金給与を押し上げる方策について考察する。すでに確認した通り、本県の大規模企業は小規模企業と比較して従業員1人当たり有形固定資産投資額(資本装備率)が多いことが判明している(図表19)。一方、資本生産性

図表19 労働生産性の概要

$$\begin{aligned} \text{労働生産性} &= \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}} \\ &= \frac{\text{有形固定資産}}{\text{従業員数}} \times \frac{\text{付加価値額}}{\text{有形固定資産}} \\ &\quad (\text{資本装備率}) \quad (\text{資本生産性}) \end{aligned}$$

図表20 男女別にみた本県の労働力率(2020年)



資料：総務省「2020年国勢調査」

注：労働力率とは、年齢階級別に就業者数と完全失業者数を合わせた労働力人口が総人口に占める割合。

をみると、従業員数「300人以上」が522万円で最も少なく、次いで、「100～299人」が605万円と大規模企業ほど資本生産性が低いという結果が出ている。このため、労働生産性を高めて全国と本県企業の現金給与格差をなくすには、機械設備の利用頻度や稼働率の向上、高付加価値製品の開発に向けた取り組みなどにより、資本生産性を引き上げることが要件とみられる。

(2) 高齢者の労働力率の上昇

2006年施行の「改正高年齢者雇用安定法」により、60歳を過ぎても雇用を継続する県内企業が増えたことなどから、2020年における本県の労働力率^{注4)}をみると、60～64歳では男性が81.4%、女性が62.5%だが、65～69歳では男性が37.2%、女性が20.0%となり、60～64歳と比較して男性が△44.2ポイント、女性が△42.5ポイントと大幅に下降している（図表20）。一方で、2020年にお

ける本県の65歳以上の非労働力人口^{注5)}をみると、男性が144,888人（2010年比+6.8%）、女性が245,496人（同+1.1%）、合計が390,384人（同+3.1%）となり、2010年と比較すると、非労働力率が下降しているものの、65歳以上の人口増を背景に非労働力人口は増加している（図表21）。また、内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」で全国の60歳以上の高齢者に尋ねたところ、6割程度の人が70歳くらいまで又はそれ以上の年齢まで働きたいと回答するなど、県内でも65歳を過ぎても働きたいとする高齢者は少なくないものとみられる（図表22）。

こうしたことから、本県では65歳以上の非労働

注4：労働力率とは、就業者数と完全失業者数を合わせた労働力人口が15歳以上人口に占める割合。

注5：非労働力人口とは、15歳以上人口のうち、専業主婦や定年退職した高齢者など就業しておらず、就業の意思のない者の人口。

図表21 本県の65歳以上の労働力状態（2020年）

（単位：人、%、ポイント）

	総人口	就業者数	完全失業者数	非労働力人口	非労働力率
男 性	250,414	89,767	3,477	144,888	57.9
	20.0	52.6	△ 15.2	6.8	△ 7.2
女 性	322,411	60,920	900	245,496	76.1
	9.0	55.8	11.8	1.1	△ 6.0
合 計	572,825	150,687	4,377	390,384	68.2
	13.6	53.8	△ 10.8	3.1	△ 6.9

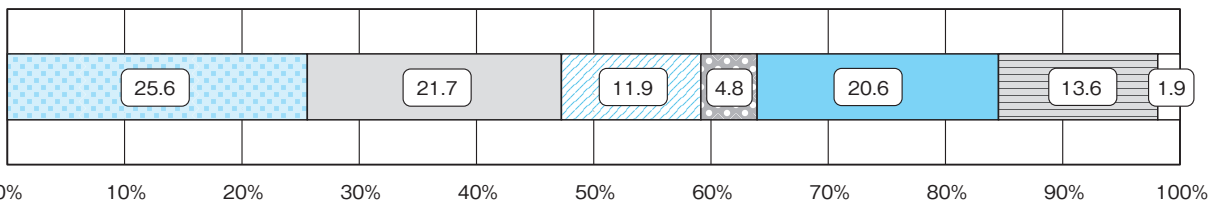
資料：総務省「国勢調査」

注：下段の数値は2010年との比較。就業者は雇用者、役員、自営業者、家族従業者の合計。総人口は労働力状態が不詳を含むため、就業者数、完全失業者数、非労働力人口の合計と一致しない。

図表22 高齢者の勤労意欲について

65歳くらいまで
 70歳くらいまで
 75歳くらいまで
 80歳くらいまで

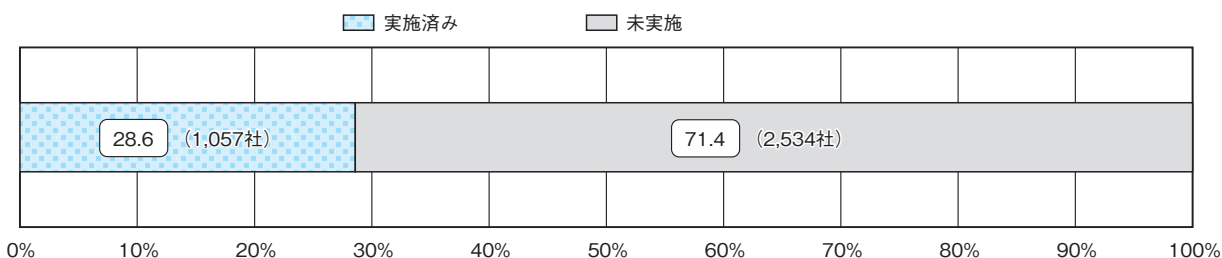
働けるうちはいつまでも
 仕事をしたいと思わない
 不明



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」

注：調査対象：全国の60歳以上男女3,000人。調査時期：2020年1月9日～1月26日。

図表23 本県企業における70歳までの雇用確保措置の実施割合



資料：福島労働局「令和3年高齢者雇用状況等報告」

注：調査対象：従業員数21人以上の県内企業3,697社。調査時期：2021年6月1日。

力人口が増加しているが、65歳を過ぎても働きたい高齢者は少なくないものと考えられ、65歳超の継続雇用制度を持つ県内企業を増やすなど、65歳以上の高齢者の更なる就業促進が課題となっている。

厚生労働省は2021年4月1日から定年制廃止や定年の引き上げ、継続雇用制度の導入といった雇用措置により、雇用者が70歳まで働ける環境整備を講じるように努めることを企業に義務づけている。このような状況下で、福島労働局「令和3年高齢者雇用状況等報告」によると、2021年6月1日時点で70歳までの雇用確保措置を実施している県内企業の割合は28.6%となり、実施していない企業の割合71.4%を40ポイント以上下回り、勤労意欲のある65歳過ぎの高齢者を雇用する県内企業はまだ少ない（図表23）。このため、「高齢者雇用安定法」の再度改正により、70歳までの雇用を企業に義務づけるなどして、高齢化の進行で増加傾向にある非労働者の就業を促し、65歳以上高齢者の所得減や貧困化を軽減する体制づくりが望まれる。

5. まとめ

本稿の分析結果によると、全国と比較した本県の所得格差の最大要因は就業者の現金給与格差で

ある。そして、就業者の現金給与格差は資産格差の要因でもある。現金給与の格差は、正社員・非正社員別では正社員ほど、企業規模では大規模企業ほど大きくなっている。また、非労働力人口の割合が高い65歳以上の高齢者の増加も所得格差を拡大させる要因となっている。さらに、65歳以上の高齢者世帯のうち、特に所得が少ない世帯は生活保護の対象になるなど、高齢者世帯の増加が貧困化による所得格差の拡大に関与しているものとみられる。

以上により、本県の所得格差を是正するには、まず就業者の現金給与を引き上げることが必須要件である。そのためには、機械設備の利用頻度や稼働率の向上、高付加価値製品の開発に向けた取り組みなどにより、大規模企業の資本生産性を引き上げるとともに、小規模企業では、資金調達の問題を解決させ、実効性のある設備投資により労働生産性の向上に努めることが求められる。また、65歳以上高齢者の所得減少や貧困化に関しては、「高齢者雇用安定法」の再度改正により、70歳までの雇用を企業に義務づけるなどして、高齢化の進行で増加傾向にある非労働者の就業を促すことが必要であると考えられる。

（担当：和田賢一）

2. 県内経済動向の概要

(1) 前年同月比

(単位：%、ポイント)

	項 目	前 年 同 月 比					
		2022年6月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
消費動向	大型小売店販売額（全店舗）	△ 0.5	1.4	△ 1.1	△ 1.4	r 1.0	0.1
	コンビニエンスストア販売額（全店舗）	1.9	3.1	4.2	0.6	4.8	3.6
	ドラッグストア販売額（全店舗）	0.8	4.3	4.7	4.3	5.5	7.4
	乗用車販売台数	△ 5.9	△ 7.5	△ 5.3	3.0	0.8	△ 2.4
公共投資	公共工事前払保証取扱保証請負金額	△ 12.4	△ 0.4	24.5	35.6	37.5	△ 33.6
設備投資	建築着工工事費予定額（民間非居住用）	39.1	239.6	16.6	48.9	222.1	72.1
住宅投資	新設住宅着工戸数	△ 18.0	7.9	△ 27.2	6.4	△ 15.2	△ 8.3
生産活動	鉱工業生産指数（総合）	△ 1.6	△ 0.4	3.8	5.6	4.1	—
雇用動向	有効求人倍率（パート含む）	0.11	0.09	0.19	0.17	0.16	0.12
	雇用保険受給者実人員	△ 5.2	△ 4.1	0.5	△ 1.8	△ 3.8	△ 3.2

注1 鉱工業生産指数は原指数、有効求人倍率は原数値。Pは速報値、rは訂正值。

(2) 前月比

(単位：%、ポイント)

	項 目	前 月 比					
		2022年6月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
消費動向	大型小売店販売額（全店舗）	△ 4.0	5.6	0.1	△ 8.7	5.8	△ 2.7
	コンビニエンスストア販売額（全店舗）	△ 0.7	8.8	△ 1.0	△ 6.8	2.2	△ 4.0
	ドラッグストア販売額（全店舗）	3.4	3.8	5.2	△ 6.9	△ 3.0	1.6
	乗用車販売台数	11.1	△ 2.4	△ 10.1	19.2	△ 4.6	1.7
公共投資	公共工事前払保証取扱保証請負金額	29.1	△ 9.6	1.9	27.4	△ 18.4	△ 63.9
設備投資	建築着工工事費予定額（民間非居住用）	76.4	2.2	△ 37.4	43.3	131.4	△ 65.0
住宅投資	新設住宅着工戸数	28.0	18.6	△ 23.1	15.2	△ 5.5	△ 7.2
生産活動	鉱工業生産指数（総合）	4.0	1.3	3.1	2.9	△ 2.0	—
雇用動向	有効求人倍率（パート含む）	△ 0.01	0.01	0.09	0.01	△ 0.03	△ 0.05
	雇用保険受給者実人員	14.0	0.2	7.9	△ 8.0	△ 7.4	△ 5.0

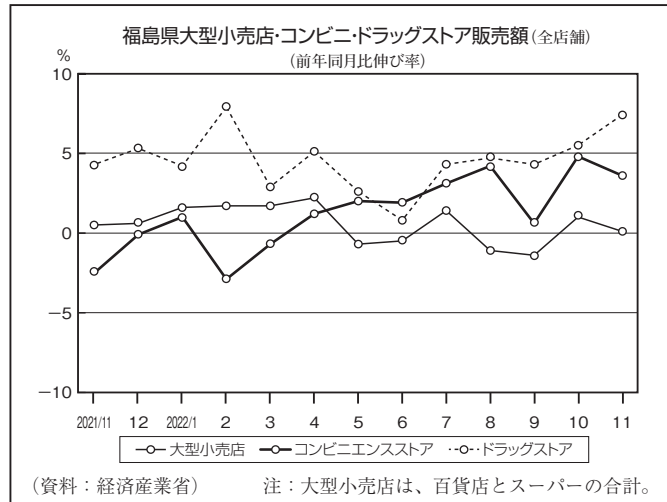
注2 鉱工業生産指数は季節調整済指数、有効求人倍率は季節調整値。Pは速報値、rは訂正值。

3. 県内経済動向

消費動向

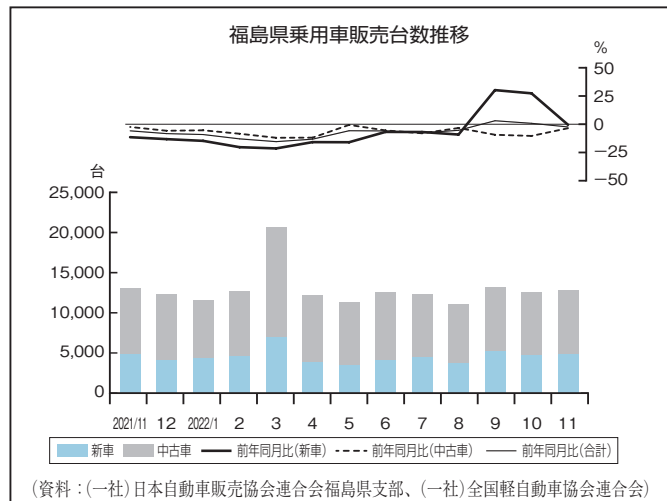
大型小売店およびドラッグストア、コンビニが前年比増

11月の県内大型小売店の販売額は223億22百万円（前年同月比+0.1%）と2カ月連続で前年を上回った。また、ドラッグストア販売額は96億77百万円（同+7.4%）と19カ月連続、コンビニエンスストア（コンビニ）販売額は168億75百万円（同+3.6%）と8カ月連続でそれぞれ前年を上回った。なお、大型小売店、ドラッグストア、コンビニの販売額合計は488億74百万円（同+2.7%）と前年を上回った。



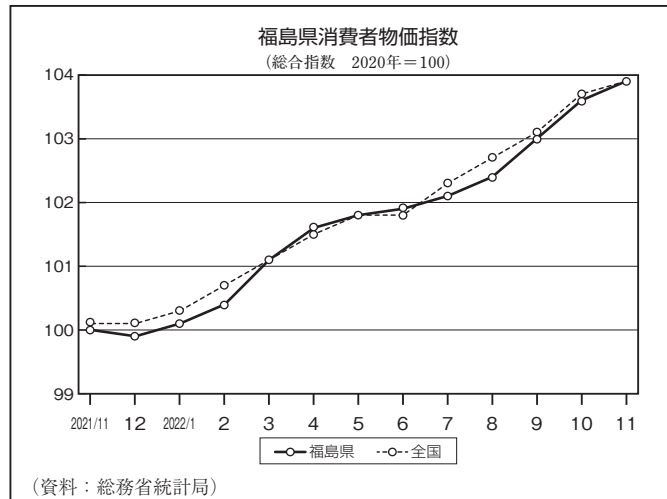
乗用車販売：3カ月ぶりに前年比減

11月の乗用車販売台数をみると、新車が4,771台（前年同月比△0.5%）、中古車が7,967台（同△3.5%）、合計が12,738台（同△2.4%）となった。新車は3カ月ぶりに再び前年を下回るなど、依然として楽観できない状況にある。



消費者物価指数：前月比、前年比とも上昇

11月の消費者物価指数は、総合指数（福島市、2020年=100）が103.9で前月比+0.2%、前年同月比+3.9%。費目別に前月比で見ると、「食料」の107.8（前月比+0.6%）など5費目で上昇、「被服及び履物」の105.0（同△1.1%）など2費目で下降した。

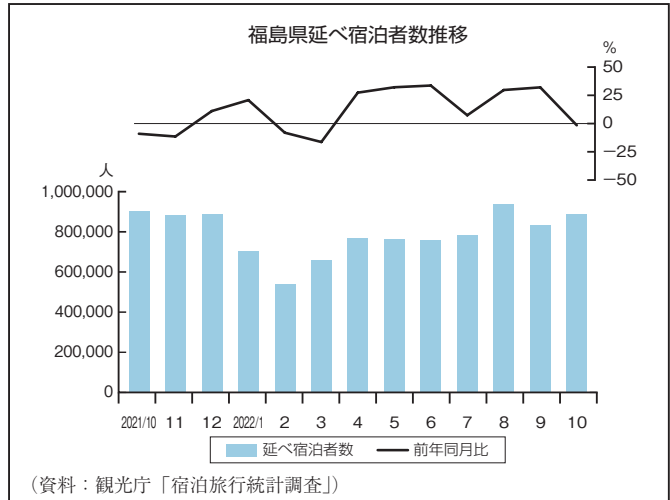


観 光

※延べ宿泊者数は10月データ

延べ宿泊者数：7カ月ぶりに前年比減

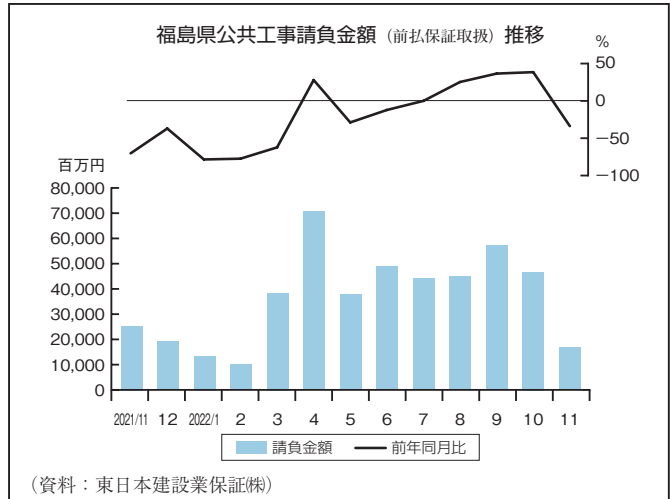
10月の延べ宿泊者数は、888,670人（前年同月比△1.5%）と7カ月ぶりに前年を下回った。前年をみると、9月末に「まん延防止等重点措置」が解除され、宿泊割引事業「福島県 県民割プラス」が始まった10月の延べ宿泊者数は90万人を突破するなど、前年実績が比較的高水準だったことから、前年割れしたものとみられる。



公共投資

公共工事：請負金額は4カ月ぶりに前年比減

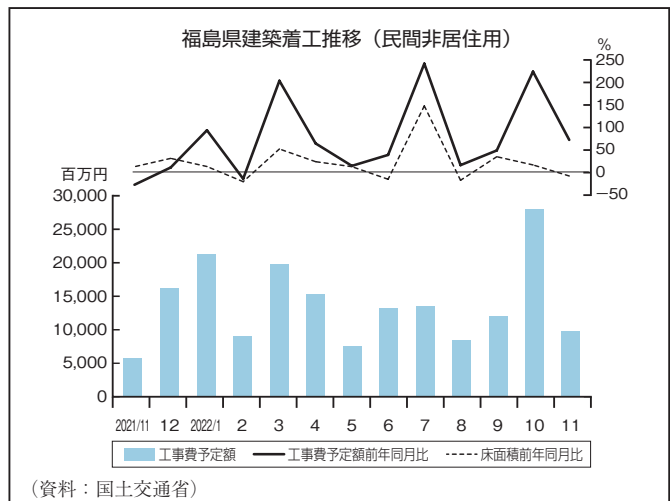
11月の公共工事前払保証取扱は、件数が477件（前年同月比△16.3%）、請負金額が169億88百万円（同△33.6%）、保証金額が95億98百万円（同△15.7%）といずれも前年を下回った。前年発注された福島県の仮設住宅撤去などの工事やいわき市の下水道工事、双葉町の新庁舎建設工事などによる反動もみられる。



設備投資

設備投資：工事費予定額が9カ月連続で前年比増

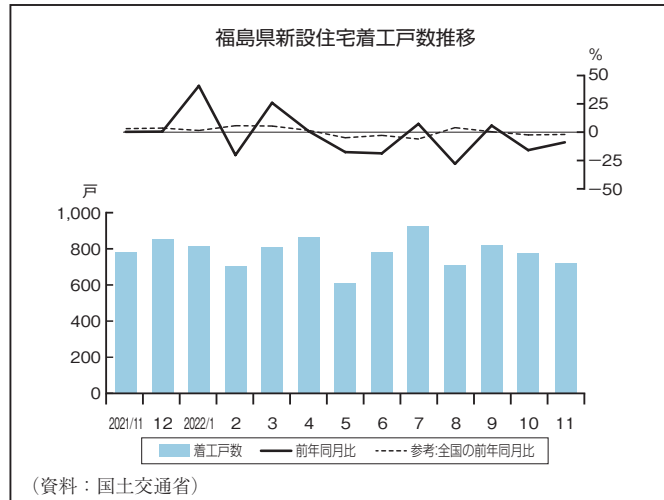
11月の建築着工（民間・非居住用）は、棟数が126棟（前年同月比△19.2%）、床面積が38,536㎡（同△7.2%）といずれも前年を下回ったが、工事費予定額は97億98百万円（同+72.1%）と9カ月連続で前年を上回った。



住宅投資

住宅建設：2カ月連続で前年比減

11月の県内新設住宅着工戸数は719戸（前年同月比△8.3%）と2カ月連続で前年を下回った。主な利用関係別にみると、「貸家」が192戸（同+14.3%）と前年を上回ったものの、「持家」が376戸（同△17.4%）、「分譲」が136戸（同△15.0%）といずれも前年を下回った。

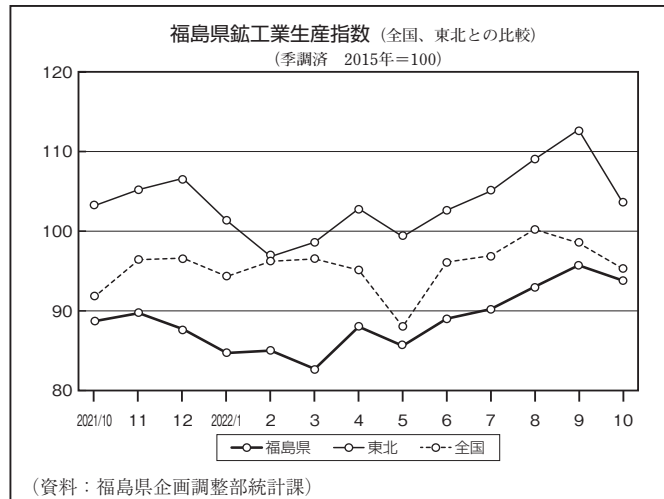


生産活動

※鉱工業生産指数は10月データ

鉱工業生産指数：前月比が下降、前年比が上昇

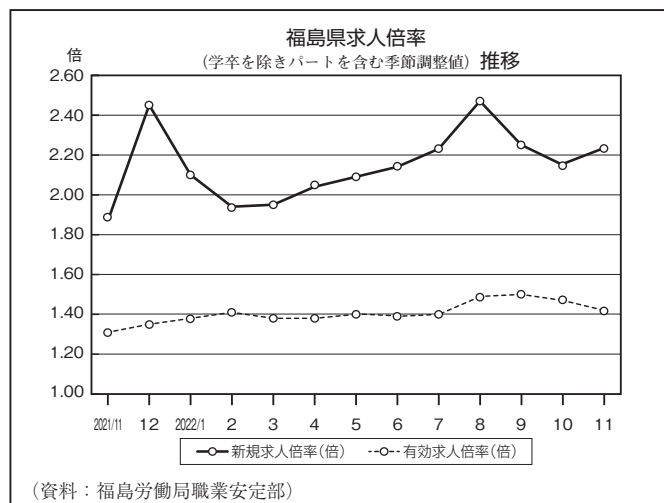
10月の鉱工業生産指数は、季節調整済指数が93.8（前月比△2.0%）、原指数が93.5（前年同月比+4.1%）となった。業種別の季節調整済指数をみると、「輸送機械工業」（前月比+11.5%）など9業種で上昇し、「印刷業」（同△33.5%）など9業種で下降した。



雇用動向

雇用動向：有効求人倍率は前月比下降、前年比上昇

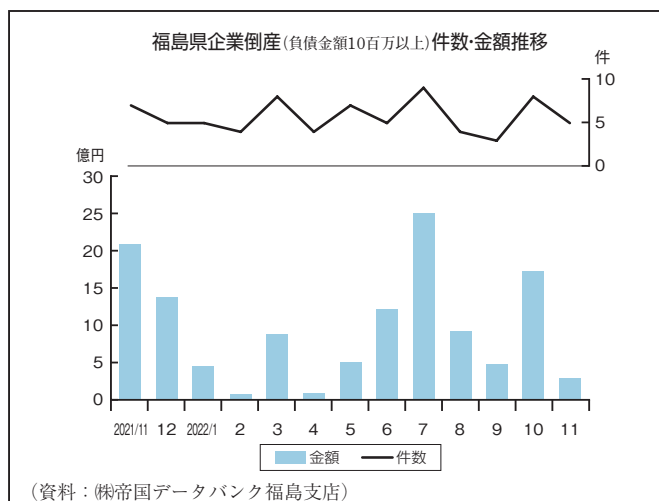
11月の新規求人倍率は、季節調整値が2.23倍（前月比+0.08ポイント）、原数値が2.35倍（前年同月比+0.29ポイント）となり、有効求人倍率は、季節調整値が1.42倍（前月比△0.05ポイント）、原数値が1.50倍（前年同月比+0.12ポイント）となった。また、11月の雇用保険受給者実人員は5,925人（前年同月比△3.2%）と前年を下回った。



企業倒産

企業倒産：件数、負債総額とも前年比減

11月の企業倒産（負債金額10百万円以上）は、件数が5件（前年同月比△28.6%）、負債総額が2億83百万円（同△86.5%）。業種別で見ると、サービス業が2件、製造業、建設業、小売業が各1件となった。

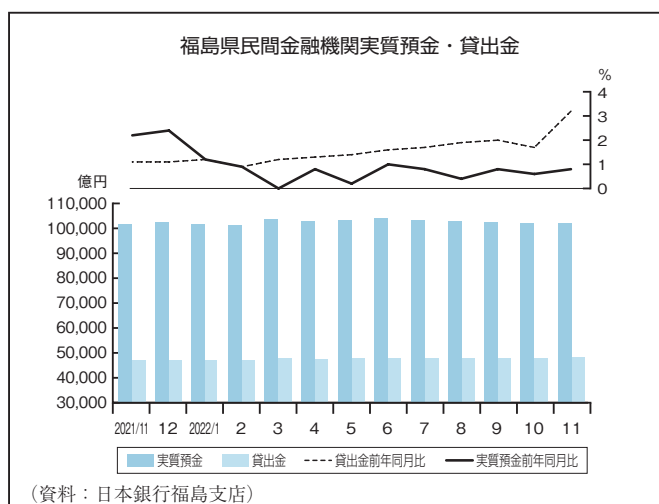


金融動向

資金需給：預金、貸出金とも前年比増

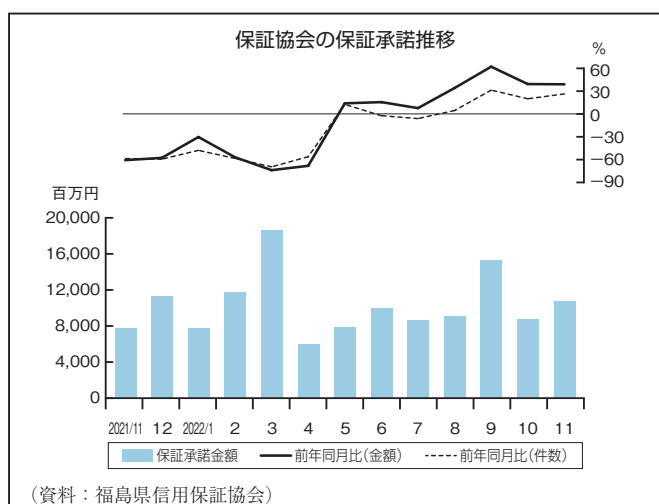
県内金融機関（全国銀行の県内店舗分、県内8信用金庫の全店舗分）の11月末の実質預金残高は、10兆2,447億円（前年同月比+0.8%）と3年6カ月連続で前年比増加。また、貸出金残高は、4兆8,368億円（同+3.2%）と9年6カ月連続で前年比増加。

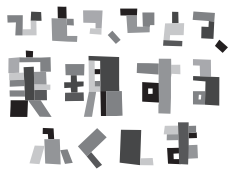
※実質預金は、総預金から未決済の他店払い手形・小切手類の合計金額を控除したもの。



保証協会：保証承諾は件数、金額とも前年比増

11月の保証承諾は、件数が710件（前年同月比+26.3%）、保証金額が106億81百万円（同+39.0%）。11月末日現在の保証債務残高は、件数43,789件（同+3.2%）、金額5,624億8百万円（同△0.1%）。一方、11月中の代位弁済は、件数が27件（同+170.0%）、金額が1億72百万円（同+176.8%）。





「はじめる」から「かなえる」へ。福島県では、震災から10年を機に「ふくしまからはじめよう」からのバトンを渡す、スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する 福島」を策定しました。復興に向けて歩んできた「これまで」と、新しい未来に繋げていく「これから」と、県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

そまびと 来たれ、未来の植人よ！ 林業アカデミーふくしまで学ぼう！

福島県 森林計画課

福島県では、森林の再生や林業の成長産業化の実現に向けて、これからの林業を担う人材を育成するため、令和4年4月に「林業アカデミーふくしま」を本格開講しました。

本県林業の現状と「林業アカデミーふくしま」の研修内容や新しい研修施設、林業の担い手確保・育成に向けた取り組みを紹介します。

ホームページで詳しい情報を公開しています。 [林業アカデミーふくしま](#) [検索](#)

【福島県の林業の状況】

森林は地球温暖化や土砂災害の防止、水源のかん養[※]などさまざまな公益的機能を持っており、私たちの生活に広く恩恵を与えてくれます。

また、福島県内の人工林の半数以上が植栽から50年以上が経過し、伐採の時期を迎えています。

この豊かな森林資源を適切に管理し、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を進めていくことは、林業の振興はもとより、地域の活性化、森林の公益的機能の発揮にとっても重要で、これらを支える林業の担い手の確保と育成が大きな課題となっています。

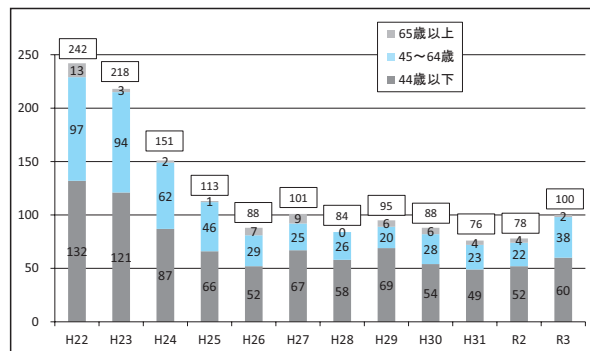
※かん養：森林が水源を蓄え、育み、守っている働き

【福島県の林業就業者の現状】

県内の森林は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞しました。

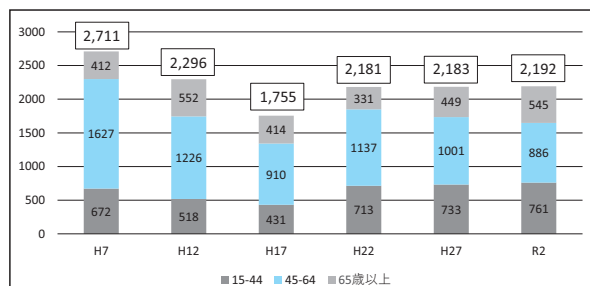
震災前までは、年間200人を超えていた新規林業就業者数は、近年では100人以下にとどまり、就業

後3年以内に離職する割合も高い傾向にあります。



(福島県の新規林業就業者数の推移)

また、県内全体の林業就業者数は、国勢調査によると、平成22年が2,181人だったのに対し、令和2年度は2,192人と、ほぼ横ばいとなっていますが、65歳以上の就業者が全体の約4分の1を占め、高齢化が進んでいます。



(林業就業者数の推移と年齢構成)

【林業アカデミーふくしまの開講】

このような現状と課題の解決に向け、県では「実践力を有し、安全に現場作業が行える『人財』^{*}の育成」、「地域の森林経営管理が行える『人財』の育成」を基本的な柱とし、それぞれの『人財』に求められる技能や技術などを習得できる場として、「林業アカデミーふくしま」を立ち上げました。

※『人財』：地域の林業・木材産業を担う人材は貴重な財産であるとの趣旨で使用。

【短期研修（リカレント研修）】

県内の市町村林務担当職員や林業従事者などを対象とした1～5日間（選択する講座により異なる）の研修で、林業の実務に必要な知識や先端技術の習得をはじめ、地域の森林経営管理能力の向上を目指します。



（先端林業技術を学ぶ）

【就業前長期研修】

県内の林業事業者などへの就業を希望する方を対象とした1年間の研修を通じて、森林・林業に関する幅広い知識・技術の習得や森林施業に必要な資格の取得を行い、ふくしまの林業の未来を担う^{そまびと}人^{*}を目指します。

本研修は令和4年4月から、高校新卒者や林業への転職希望者など、10代～50代までの幅広い年

齢層の一期生14名が受講しています。チェーンソーや刈払い機などの機器の取り扱いをはじめ、地拵え、植栽、下刈り、伐倒、搬出などの森林整備に関する作業のほか、高性能林業機械の運転、ドローンや森林3次元計測システムなどICTを活用した先端林業技術について学んでいます。

※^{そまびと}人：林業で働く人を指す言葉



（伐倒訓練の様子）

【新たな研修施設】

令和4年9月には、本県の木材をふんだんに使用した新たな学び舎として、郡山市にある県林業研究センター敷地内に林業アカデミーふくしまの研修施設が完成しました。



（「林業アカデミーふくしま」研修施設）

施設は研修棟と実習棟の2つの建物で構成されており、研修棟には、座学を行える研修室のほか、シミュレーター室、図書室、大講義室、OAルームなどを完備しています。



(研修室)



(ハーベスタシミュレーターの操作)

また、ラウンジは研修生同士の交流の場として利用されています。



(ラウンジ)

実習棟には伐倒練習機や枝払い練習機などの機器を設置し、天候によらず研修が行える環境となっています。



(実習棟)

【令和6年度研修生募集】

林業アカデミーふくしま就業前長期研修の第三期生を募集します！！

研修は令和6年4月よりスタートします。

本県の森林・林業に興味のある方や森林の中で働きたい方は、ぜひ林業アカデミーふくしまで学びませんか？

1 募集定員 15名程度

2 受講条件 次の条件を全て満たす者

- (1) 福島県内の林業事業体に就業を希望する者
- (2) 高等学校卒業または同等以上の学力を有する者

3 研修期間

1年間

(令和6年4月上旬～令和7年3月上旬)

4 受講手数料

年額118,800円(別途作業服、テキスト、保険料などが実費負担となります。)

5 給付金制度

安心して研修に専念できるための給付金支援制度があります。(受給条件あり)

予定額 年間142万円



(第一期生：未来の杉人たち)

【問い合わせ先】

福島県林業研究センター企画研修部

電話：024(945)5974

福島県森林計画課

電話：024(521)7426



ホームページはこちら！



安積の歴史シリーズ



第35回 近代 製糸所や工場・会社の創立

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



郡山絹糸紡績会社の設立

明治31年（1898）、永戸直之介・橋本清左衛門等が発起人となり、沼上発電所の電力を用いた郡山絹糸紡績会社を設立した。

このころ、日本国内でも紡績産業が盛んとなり、明治20年には京都に京都織物、大阪には同21年に倉敷紡績、22年に大日本紡績、25年に福島紡績が、29年には東京に富士紡績等が設立された。そのようななか、郡山に郡山絹糸紡績会社が設立されたのである。

郡山絹糸紡績会社は資本金40万円で設立した。明治43年の株主総数は128名で、そのうち100株以上の株主は第1表のように24名である。橋本万右衛門は1,078株を所有する筆頭株主で、次が580株の渋沢栄一である。安藤忠助・永戸直之介・甲斐山忠左衛門等は正製組の設立発起人、柳沼常八・斎藤久之丞等は真製社の無限責任者である。東京市の渋沢栄一等5名が株主となっているのははじめ県内外や、真製社・磐城銀行・安積疏水普通水利組合等も出資している。

工場は堤下町（現 ヨークベニマル堤下店）に建てられたが、後に細沼（現 21世紀記念公園麓山の杜）に移設された。

第1表 株主名簿（100株以上）

株数	府県郡市名	氏名
株 1,078	安積郡	橋本万右衛門
580	東京市	渋沢栄一
532	安積郡	安藤忠助
400	同	永戸直之介
400	同	甲斐山忠左衛門
400	同	柳沼常八
400	東京市	大倉喜八郎
378	田村郡	柳沼啓十郎
314	安積郡	根本祐太郎
210	同	斎藤久之丞
200	同	真製合資会社
200	東京市	浅野総一郎
150	安積郡	津野喜七
125	信夫郡	吉野要三
116	安積郡	永戸与七郎
113	同	岩麻積安治
100	田村郡	柳沼金五郎
100	福島市	青木金治
100	石城郡	磐城銀行
100	安積郡	安積疏水普通水利組合
100	東京市	手島秀一
100	同	佐藤甚兵衛
100	北多摩郡	南尚
100	横浜市	渋沢作太郎

〔『郡山市史』上395頁より引用〕

発電所の設立

郡山絹糸紡績会社は、水力電気を用いて絹糸紡績を営むため、工場と発電所の建設を同時に進めた。

発電所は安積疏水を利用した。猪苗代湖の水が、沼上峠から瀑布となって五百川へ落ちる水力を利用したのである。そのため、安藤忠助等は、安積疏水組合に沼上瀑布の水利利用を願い出た。安積疏水組合では明治31年（1898）に発電所を設置しても疏水事業にはならん支障はないとして許可した。許可が下りると直ちに工事に取り掛かり翌32年に完成した。沼上発電所である。

郡山絹糸紡績会社は、紡績部と電気部を設けて営業を開始した。創業時の発電出力は850キロワットで、沼上発電所から郡山までの距離約40キロを高圧送電するもので、長距離の高圧送電は国内では初めてのことであった。

長距離の高圧送電工事には野口遵等が参加している。野口遵は鴨緑江おうりょくこう発電所を建設し、電気事業や日本窒素肥料や旭化成等の創始者である。野口は東京帝国大学電気学科に在学中で、卒業論文の資料収集のため、郡山の親類宅に滞在し発電所建設工事の技術者として働いたのである。

工場・会社の進出

郡山絹糸紡績会社は、残った電気を販売したため、電気を使用する地元の工場をはじめ、県外から機械を備えた工場や会社が進出してきた。

明治33年（1900）に郡山精米合資会社が設立され、同38年に郡山たばこ製造所と須賀川たばこ製

造所が設立された。翌39年に須賀川たばこ製造所は郡山たばこ製造所に併合された。同40年に郡山カーバイト会社が創立された。カーバイトは水と反応してアセチリンを発生するので、アセチリン燈の照明器具として使用した。カーバイトは石灰と木炭とを電気炉で2,000度に熱して作った。同45年には片倉組岩代製糸所が創立された。片倉組は長野県の製糸所で、大資本と新機械を装備して郡山に進出した。片倉組は仙台に製糸所を設けており、2番目として郡山に片倉組岩代製糸所を創設した。大正4年（1915）には福島瓦斯株式会社が設立され、町内点灯用・工業用・家庭用のガスを供給した。

第1次世界大戦が終戦となる前後から、紡績工場の他に化学工場も進出してきた。大正5年に小口組郡山製糸所・郡山電炉工業会社・東洋曹達郡山工場が設立された。小口組は片倉組と同様に長野県の製糸工場で、大資本と新機械を装備して郡山に進出し郡山製糸所を創設した。郡山電炉工業会社は、電極製造が目的で、電動機などの電流流入の導体等を製造した。東洋曹達は、現在の保土谷化学の前身で、金属ソーダ及び過酸化ソーダ等を製造した。

同7年には東邦製燐郡山工場・名古屋紡績郡山絹糸工場、同9年には仙台鉄道局郡山工場が設立された。仙台鉄道局郡山工場は、当初は機関車修理工場として大宮工場の一部を移設したが、のちに設備拡張して車輛の部分品の製造も併行して行うようになった。

発電所の増設

明治31年（1898）に設立した郡山絹糸紡績会社は、日露戦争後の恐慌により紡績部は停滞し、大正4年（1915）に片倉組岩代製糸所に紡績部を売り渡した。電気部はそのまま郡山絹糸紡績会社として営業を続けたが、翌5年に郡山電気株式会社と改名した。

電気の需要が増加するのに伴い、大正3年に、沼上発電所は発電増設工事を行い出力1,000キロワットに増設した。さらに、6年には福島瓦斯郡山支店を買収して、石炭ガスの供給事業を開始したのをはじめ、夏井川水電、常葉電気、郡山カーバイトを買収合併した。



第1図 現在の沼上発電所

第2表 主な会社・工場設立年月

創立年	名称	業務
明治13年	正製組	生糸
14年	真製社	生糸
28年	正製銀行	銀行金融
30年	安田銀行	銀行金融
31年	郡山絹糸紡績会社	生糸・電気
33年	郡山精米合資会社	精米及製粉
38年	郡山たばこ製造所	煙草製造
39年	安積精米合資会社	精米及製粉
39年	東郷綿工場	打綿
40年	郡山カーバイト会社	炭化石灰
	増子鉄板所	石油函板
	郡山整板所	角材及製板
41年	長島整板所	松割物
	郡山鉄工場	銅鉄鑄造
	岡田鉄工場	鑄鉄物
	和久屋精米所	製粉
	郡山牛乳合資会社	牛乳搾取
	橋本合名会社	貸金・物品販元
	45年	片倉組岩代製糸所
	二本松銀行郡山支店	銀行金融
大正4年	福島瓦斯株式会社	ガス
5年	郡山電気株式会社	電気
	郡山信託	銀行金融
	小口組郡山絹糸所	生糸
	保土谷化学工業郡山工場	化学薬品
	郡山山丸乾燥場	生糸乾燥
	郡山電炉工業会社	電気化学工業品
	東洋曹達郡山工場	各種曹達
6年	橋本製糸所	生糸
	大日本紡績株式会社	絹糸紡績
7年	東邦製燐郡山工場	赤燐・黄燐
	名古屋紡績郡山絹糸工場	絹糸紡績
8年	郡山紡績	絹糸紡績
9年	片倉製糸紡績株式会社 岩代紡績所	絹糸紡績
	仙台鉄道局郡山工場	汽関車修繕
10年	郡山製糸所	絹糸紡績
12年	日東紡績株式会社郡山工場	絹糸紡績

(『郡山市史』4近代上390頁、5近代下66頁より作成)

大正8年6月には沼上発電所の下流に発電出力4,000キロワットの竹の内発電所を建設し、翌9年2月には石城郡川辺村四時川筋に、発電出力2,500キロワットの四時川発電所を建設した。10年には双葉電力、14年には茨城水力電気・川前電気と合併し、14年10月には大峯発電所（現在の丸守発電所）を建設した。

郡山電気株式会社は茨城水力電気株式会社と合

併すると、東部電力株式会社と名称を変更し、資本金2,860万円の会社となった。本社を東京に置き郡山は支店となったが、経営は郡山が中心で、橋本万右衛門が社長、茨城の前島平が副社長に就任した。発電力は2万7,000キロワット、電力供給地は郡山・平を中心に、1市7町6カ村におよび、同時に都市ガスの事業を営む大資本の会社に成長した。

紡績工場の合併・吸収

明治の末から大正にかけて、長野県から片倉組・小口組や名古屋紡績等が、大資本と新機械を備えて進出し、明治45年（1912）に片倉組岩代製糸所、大正5年（1916）に小口組郡山絹糸所、同7年に名古屋紡績郡山絹糸工場を設立した。それに対し、地元の正製組・真製社・郡山絹糸紡績会社も、機械を導入するなど改善したが、大資本と最新設備の機械にはかなわず、大正2年に真製社は創業を休止した。同4年に郡山絹糸紡績会社は紡績部を片倉組岩代製糸所に売り渡し、同12年には正製組が営業を中止した。

橋本万右衛門は、真製社の事業を引継ぎ、大正6年に橋本製糸所を設立したが、昭和8年（1933）に松葉製糸所が引継ぎ、昭和10年に郡山製糸所となった。

明治45年に設立した片倉組岩代製糸所は、大正4年に郡山絹糸紡績会社から紡績部を買い取り、同9年に片倉製糸紡績株式会社岩代紡績所と名称を変更した。同12年に片倉組から独立し日東紡績株式会社郡山工場となった。

大正5年に設立された小口組郡山絹糸所は、昭和7年に三菱系列に移行し日東製糸株式会社郡山工場と改称したが、同11年に片倉系に再転し、片倉製糸紡績株式会社安積工場と名称を改称した。

大正6年に橋本万右衛門等は、大日本紡績株式会社を創設し生産を再開した。2年後の大正8年には郡山紡績株式会社と合併したが、大正9年に名古屋紡績株式会社に吸収され、名古屋紡績株式会社郡山絹糸工場となったが、同13年に日東紡績株式会社に吸収され、同社第2工場となった。

このように、明治13年に正製組、翌14年には真製社を創設し、地元資本家による座繰製糸が振興し、同31年には郡山絹糸紡績会社が電気を用いた

M14 真製社 改組 T6 橋本製糸所 —— S8 松葉製糸所

M13 正製組 (大正12年操停止)

M31 郡山絹糸紡績会社 (紡績部) 売却 T9 片倉製糸紡績岩代紡績所 独立 T12 日東紡績郡山工場 (日東紡績第1工場)

T5 小口組郡山絹糸所 —— S11 片倉製糸紡績安積工場 —— 片倉工業郡山製糸所

T6 大日本紡績 合併 T8 郡山紡績 吸収 T9 名古屋紡績郡山絹糸工場 吸収 T13 日東紡績郡山工場 (日東紡績第2工場)

S12 日東紡績富久山工場

第2図 主な製糸・紡績社の変遷図

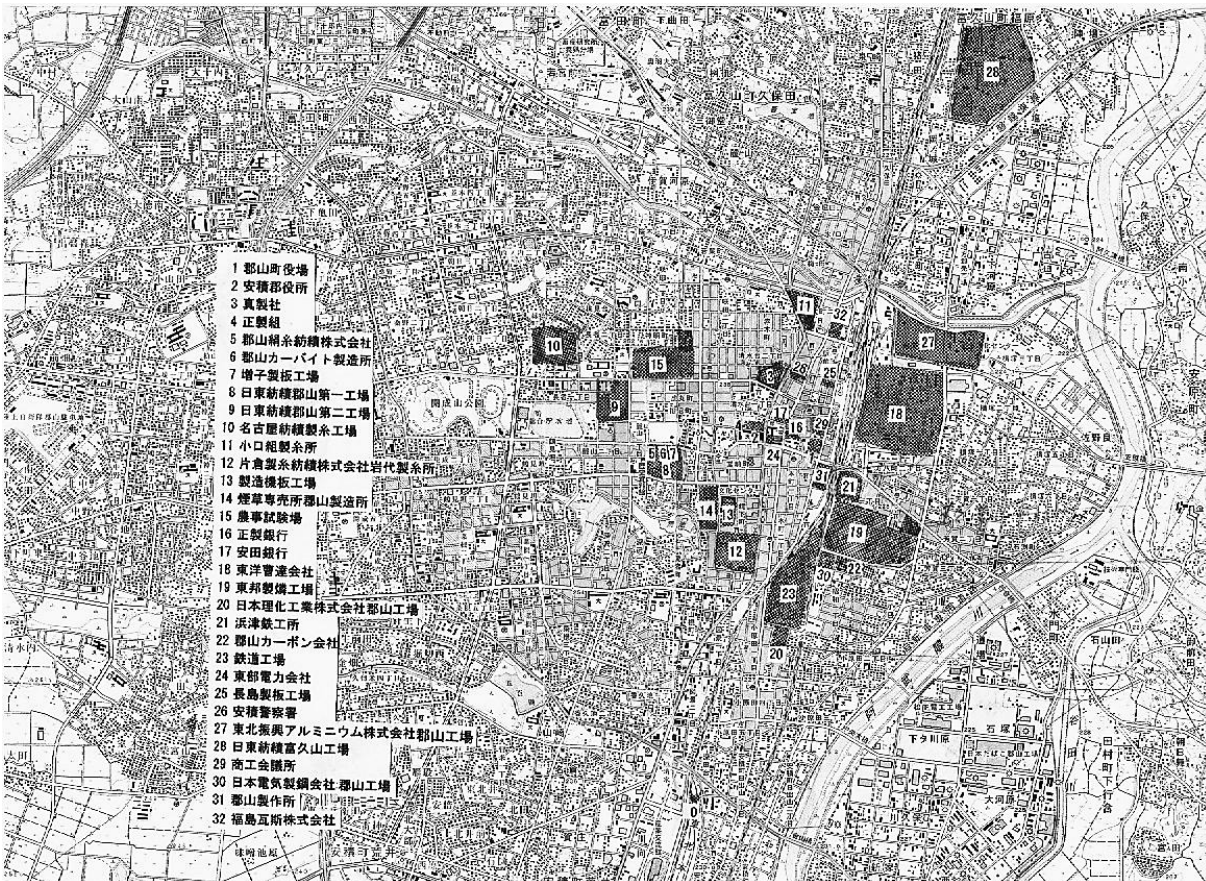
機械製糸に成功した。

郡山絹糸紡績会社は、残った電気を販売したことから、各種の工場や会社が設立され、郡山は近代の工業都市としての様相を示し始め、第1次世界大戦を契機に化学工場が設立され、郡山は紡績の町から工場の町として発展した。

しかし、地元の製糸工場は、長野県の大資本と新機械を装備した片倉組・小口組に吸収されていったのである。

(参考文献)

『郡山市史』3近世(下)、4近代(上)



第3図 主な会社・工場の位置図

私の研究



こどもたちの「スイッチボタン」 ～表現者としてこどもの世界を楽しむ～

長久保 和子 (ながくぼ かずこ)

桜の聖母短期大学 生活科学科 福祉こども専攻
こども保育コース 准教授



1. はじめに

幼少期の記憶。毎朝、私の姿を見つけるとニコニコして駆け寄り「ガブッ！」と私の腕を噛む女の子がいた。ギュッと強く噛むので、私の腕はいつも赤くなり歯形がつくほどだった。その女の子がダウン症で「おはよう」の代わりに噛んでいたのではないかと考えるようになったのは、私が青年期に入った頃だった。彼女は自分の気持ちの伝え方が分からず「動く」ことで私に伝えてくれていたのではないだろうか、その頃の私は自分なりに悟っていたものである。

今思えば、この体験が私の表現研究の原動力となっている。私が今日まで「こどもの世界」に居続けられたのは、この原動力のおかげでもある。こどもたちが見ている世界は素晴らしい、人が歳を重ねるごとに消えてなくなってしまう感性の特殊な粒のようなものが、こどもの時代にはたくさん詰まっている。その粒が何なのか、どうして大人になると消えてしまうのか、心とは何なのか、

伝えるとは何なのか、自分とは何なのか、それらを知りたくて私は長い間、幼児教育の世界で研究と言いつつながら右往左往している。

私の研究の道は、たくさんの摩訶不思議な出来事が幾層にも重なり、巡り巡って大学教員という仕事に導かれてきたように感じる。発達障がい、児童心理、幼児教育、油絵、セラピー、TEACCHプログラム、療育、歌、ミュージカル、フラ、リトミック、自分のワードを挙げればきりが無いけれど、私の研究道には常に「表現」と「発達障がい」の二つの柱が立っている。こどもたちが何事においても「楽しい」「やってみたい」と自然に感じられるような環境を作る立場の者が、その事柄自体の楽しさを知らずしてこどもたちに何を伝えるべきなのかと、私は自問自答を繰り返している。それは保育者養成校教員の立場としても同じことが言える。よって私の研究の軸には「まずはやってみよう！ケ・セラ・セラ (LET IT BE)」といった楽観的思考が働いている。楽しき道なのである。

2. 表現とは何か。

表現には、身体・造形・音楽・言語がある。人間が内面で感じたことや考えたこと、イメージしたことをモノ・音・言葉・身体を媒介として外に出す。この「自分の内側を形にする」ことが表現であり、表現には作る、歌う、踊る、弾く、話す、書くことなどが含まれている。美しい景色を見て思わず「きれい」とつぶやく、街を流れるBGMに自然と身体が動き出すといったことは、誰しもが経験しているであろう。

こどもたちも日々生活の中で、嬉しくて走り回ったり、がっかりしてうずくまったり、ウサギやカエルになってぴょんぴょん跳ねたり、どんぐりになってゴロゴロ転がったり、かかしのポーズをとったりなど思いを形にして外に出している。時に、乳幼児期のこどもたちにとっての表現は、その時言いたくても言い方が分からないといった「伝えきれない」感情やイメージを表現として伝えている場合もある。架空の世界に入り、その世界の住人になりきって演じ、動くことを楽しみ遊び続ける。身体表現は内的イメージを身体の動きによって表出化する行為でもあり、乳幼児期においてその行為は、本人が持つ日常の世界と非日常のイメージ世界との間で自発的に表出しているとも言える。

このようにこどもは、現実と架空の世界を行き来しながら、自発的に身体を動かし、自分なりの発見や工夫を重ねながら試行錯誤して表現していく。その試行錯誤する過程が大切であり、それらを相手に共鳴、共感、共体験してもらうことでこどもはさらに表出しやすくなるのである。そうして表に出したことを相手に受け止めてもらい、認められることで、こどもたちは自己肯定感や自信を獲得していく。

ここで男児Rくん（当時5歳：年中児）のあるエピソードを紹介する。Rくんは私の血縁関係にあたり、極低出生体重児として生まれた。未熟児

だったこともあり、発達がややゆっくりでマイペースな面を持つこともであった。

【エピソード：即興ダンス】

夕食に家族みんなで回転寿司屋へ行った。そこはお寿司を注文すると、新幹線のお皿で自動的に届くシステムのお店であった。シューっと本物の新幹線のように動いてお寿司を届けてくれる新幹線にRくんは興味津々であった。帰宅後「電車のお寿司屋さん、やりたい！」と言って遊びが始まる。この頃のRくんはプラレール遊びの全盛期。お寿司を届ける自分のプラレール電車に大満足の様子であった。Rくんの身に着けているものは、Rくんの祖母が即席で考案したエプロンとバンダナである。Rくんはとても上機嫌で「寿司職人」になりきっていた。

① R「何になしゃいますか〜？」

私「エビくださいーい」

R「はーい」

初めはエビを持ってしっかりと注文に応じている（図1）。

【図1】



途中から巻き寿司を持ち始める。Rくんは巻き寿司が大好きである。ここでRくんから一言「はるまきご注文の方どうぞ！」（図2）と大きな声で伝える。

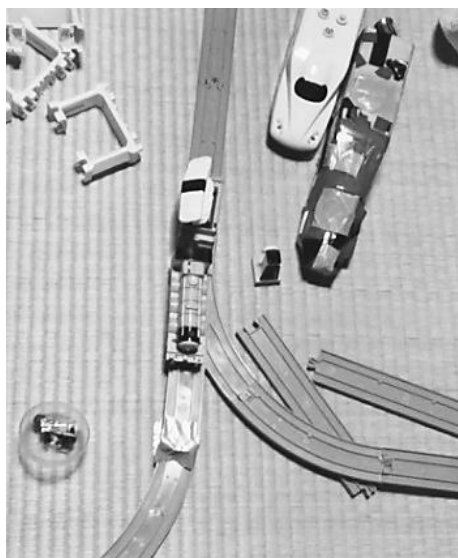
【図2】



この場面のRくんの心の動き（表現）は、研究の視点でとらえるととても興味深い。

② 電車が出発すると、早速脱線（図3）。

【図3】



③ 「キーきゃはははは。だっしえーん！」その様子にRくんは大喜びである（図4）。

【図4】



④ すると、自然と自分から腰を振って「フリフリダンス」が始まる。私が即興で作った歌を鼻歌で歌い始めるとそれに合わせて踊り続ける（図5～7）。

【図5】



【図6】



【図7】



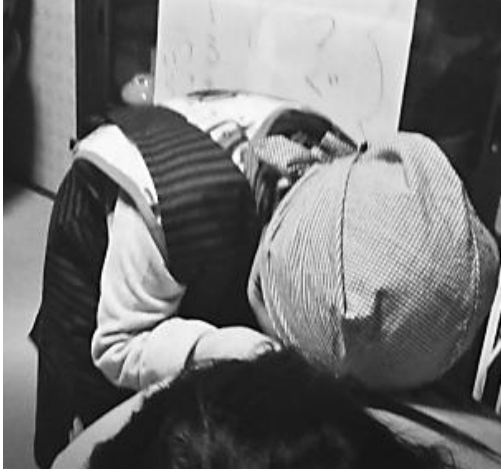
⑤ 「はいポーズ！」の声かけに合わせてポーズをとる（図8）。

【図8】



- ⑥ ポーズを決めた後、ママの背中に隠れる（つもりの）姿が見受けられる（図9）。

【図9】



急に我に返ったのか、この時のRくんは表情や身体の動きから「とても恥ずかしい。隠れたい」といった様子が見て取れた。

自分がやりたかったこと（遊び）がイメージ化され、表に出したことで実現し、それがとても面白かった、【やりたい→かんがえた→出した→できた→なりきれた→うれしい→たのしい→いっぱいやりたい→うごかそう→はずかしい】といったRくんの様々な心の動きが形となって見えた場面である。わずかな時間ではあるが、Rくんは現実と架空の世界を行き来しながら心身を解放し、自分で現実世界を意識して戻ってきている。現実と架空の世界、さて彼はどこで、何で、切り替えたのだろうか。私はこの場面を思い出すたび、謎が深まるばかりなのである。

私は子どもたちのこのような切り替えのスイッチボタン（チャンネル）がどこにあるのか、を研究したいと思っている。心なのか。瞳なのか。脳内なのか。万人間わず持ち合わせているものなのか。チャンネルの存在が明確となり、時が経っても自分のタイミングで架空の世界と今の世界を自由に行き来できる体験が可能となれば、なんと素

敵なことだろうと夢見ているのである。まさに、私にとってのドラえものの「どこでもドア」である。加えて、そのチャンネルをコントロール（チャネリング）することは、表現力の鍛錬につながるとも考えている。それはまるで、役者が役作りをしなくともキャラクターや感情が役と一体化してしまうような「憑依型の役者」といったシャーマニズム的要素に近いものがある。私は長きに渡り、創作ミュージカルや式典といったステージ作りにおける表現指導をしてきたが、それに応える学生の素晴らしいパフォーマンス（表現力）を目の当たりにし、その原点には子どもたちが持つこの「行き来するスイッチ」が働いているのではないかと考えている。

私はここ数年、研究職から離れ、発達障がいの世界や保育現場に身を置いてきた。絶妙なタイミングと不思議なご縁に恵まれ、再び研究職という道进行いただき、これからの自分の研究のあり方について模索しているところである。そのような中でこのチャネリングにおける研究は、私の研究軸として追いつけたい。乳幼児の表現における症例を集め、データや数値に裏打ちされた事例研究をし続けたいと考えている。

そして同時に私は自分の「チャンネル」を見つけるべく、長い間、ハワイの民族舞踊「フラ」を学んでいるのである。

3. おわりに

～これからの試みとアロハスピリット

舞踊は人類が言葉を獲得する以前から存在した最古の文化の一つであると言われ、生活や自然と深くかかわってきた。日本の「古事記」の中で天照大神が踊りに誘われて現れたというお話やハワイ社会には長いこと文字がなく踊りによって神と迎合し他者と共感していたという歴史の歩みもある。私は身体で心を表現するフラの美しさやアロハスピリットに魅了され、踊ることを今も続けて

いる。今後は「舞踊」を子育て支援の一つの技法としてとらえ、地域の親子の皆さんと共に表現する楽しさを共有していきたい。表現することは本来、楽しく夢中になれるものである。学生には枠にとらわれることなく自分なりの表現方法を見つけ、こどもと楽しさを共有できる感性の特殊な粒をたくさん持ってほしいと願う。

これからも家族や周りの方々、様々なご縁に感謝し自分の使命を全うしたいと思っている。そして何より私は、いつまでもこどもの味方であり続けたいと思う。

※ハワイ州法（5条7項5 Aloha Spirit）より
【アロハスピリットとは人々の心と精神の調和である。そしてアロハスピリットは人々を自身自身に立ち返らせる。人々は良い感情を与え、他者へ良い感情を表さなければならない】と、アロハスピリットの定義が明記されている。

参考文献

- 1 うきうきわくわく身体表現あそび－豊かに広げよう！子どもの表現世界－ 高野牧子他 同文書院 2015
- 2 乳幼児のための 豊かな感性を育む身体表現遊び 瀧信子 ぎょうせい 2022
- 3 幼児期の身体表現あそびにおけるねらいとは～身体で伝える幼児の心と対話しよう～ 長久保和子 福島学院大学 短期大学部教育・保育論集 第22号 2017 p63-p78
- 4 幼児期における空想世界に対する認識の発達 富田昌平 兵庫教育大学大学院 連合学校教育学研究 2015
- 5 幼稚園における身体表現あそびの実践内容について－保育歴による違いから－ 多胡綾花 湘北紀要 第33号 2012 p21-p36
- 6 踊る東大助教授が教えてくれたハワイとフラの歴史物語 矢口祐人 イカロス出版社 2005
- 7 ハワイ州法
<https://www.aloha-program.com/curriculum>

<プロフィール>

2000年日本女子大学家政学部児童学科卒業後、渡辺良雄氏（福島学院大学短期大学部名誉教授・福島県美術協会顧問 2010年没）に2010年まで油絵を師事。県内外の展覧会にて油絵や水彩画の作品入選（入賞）多数。幼稚園教諭を経て2008年福島学院大学短期大学部保育科第一部（現保育学科）教員となり「創作ミュージカル」等の表現分野と学内外における実習指導の科目を担当。式典プロデューサーとしても貢献し学内表彰多数。在職中に大学院心理学研究科こども心理専攻修士課程で単位を取得後、満期退学。2020年児童発達支援センターにて療育を経験後「TEACCHプログラム」について学び自閉症児（者）への理解を深める。2022年4月より現職。子育て支援広場「親と子のひろば」の運営、表現と実習指導の科目を担当。フラとハワイアンリトミックのインストラクターとしても活動を展開中。



企業法務セミナー

消費者契約法の改正

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質
問

令和4年に消費者契約法が改正されたと聞きましたが、事業者にはどのような影響があるのでしょうか。

令和4年5月25日、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）が成立し、同年6月1日に公布され、令和5年6月1日から施行されます。

消費者契約法という事業者とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人のことをいい、同法は個人である消費者が事業者と結ぶ消費者契約についてのみ適用があります。以下、今回の改正で事業者への影響が大きいと思われる内容を紹介いたします。

1 契約取消の対象となる困惑類型の追加

改正前消費者契約法（以下「改正前」といいます）4条3項には、当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときに取消しが認められることとなる行為を規定しています。改正消費者契約法（以下「改正法」といいます）は、取消対象となる困惑類型の行為を追加しました。

具体的には、①当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をすることを告げずに、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所と同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をすること（改正法4条3項3号）、②当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること（同項4号）、③当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部若しくは一部を実施し、又は当該消費者契約の目的物の現状を変更し、その実施又は変更前の原状の回復を著しく困難にする

こと（同項9号）のいずれかの行為を事業者がした場合についても、当該消費者は契約を取り消すことができるようになりました。

③は、まだ消費者が購入する意思を示さないうちに、事業者が商品を開封し当該消費者に中身を確認させるなどして、当該消費者が当該商品購入を断りづらくするような行為を想定しています。

2 事業者の免責条項に関する変更

改正前8条は、故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為に基づく事業者の損害賠償責任の一部を免除する消費者契約の条項を無効としていました。この点は改正法でも変わりませんが、改正法は軽過失の場合の免責条項を有効とするための要件を定めました。

改正法は、事業者の債務不履行又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項であって、当該条項において事業者等の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていない軽過失免責の条項を無効としました（改正法8条3項）。これは、事業者の軽過失による債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を一部免除する消費者契約の条項を有効とするには「法令に反しない限り1万円を上限として賠償します」といった文言では足りず、「軽過失の場合に限り1万円を上限として賠償します」といった規定を要することを意味します。

3 事業者の努力義務の拡充、追加

(1) 勧誘に関する事業者の努力義務の拡充、追加

- ① 改正前3条1項2号は、消費者契約の締結について勧誘をする際に、個々の消費者の知識及び経験を考慮したうえで消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供する事業者の努力義務を規定していました。改正法は、これらの事情に加え個々の消費者の年齢及び心身の状態をも考慮して必要な情報を提供することとされました。また、改正前の条文からは考慮すべき対象が、客観的に存在した事情全てか、事業者が知ることができた事情のみか明らかでなかったところ、改正法は事業者が知ることができた事

情を考慮要素とすることを明示しました（改正法3条1項2号）。

- ② 定型約款の合意（民法548条の2）に該当する消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、事業者は消費者が定型約款の内容を容易に知り得る状態に置く措置を講じているときを除き、消費者が定型約款の内容の表示の請求を行うために必要な情報を提供する努力義務を負うこととしました（改正法3条1項3号）。

(2) 解約に関する事業者の努力義務の追加

- ① 解約方法との情報提供義務

これまで、消費者が契約を解除したくても解除方法が分からないことがあったことから、改正法は、事業者は消費者の求めに応じて消費者契約により定められた消費者が有する解除権の行使に関して必要な情報を提供する努力義務を負うこととしました（改正法3条1項4号）。

- ② 損害賠償の予定、違約金に関する情報提供義務

解約に関し、事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠の概要を説明する努力義務を負うこととしました（改正法9条2項）。

4 経過規定

上記の改正内容のうち改正法9条2項については施行日前に締結された消費者契約にも適用がありますが（令和4年法律第59号附則1条）、それ以外の改正部分については施行日以後にされる消費者契約及びその申込、承諾の意思表示についてのみ適用されます。

5 その後の改正動向

消費者契約法は、上記改正の後令和4年12月にも改正がありました。この改正では、取消の対象となる困惑類型に靈感等による告知を用いた勧誘を加えるほか、取消権の行使期間を伸長することとし、令和5年1月5日から施行されています。

税務・財務・会計相談！
Q&A

適格請求書等保存方式の適用にあたって 実務上の疑問点の整理

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式が適用されます。本稿では、実務上の適格請求書の発行及び消費税の仕入税額控除の判断について疑問が生じるとされる取引について国税庁の（消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和4年11月改訂）（以下『インボイス制度に関するQ&A』とする）を参考に整理してみたいと思います。

〔質問1〕

売手負担の振込手数料について、適格請求書はどのように入手することになるのでしょうか。

〔回答〕

売手負担の振込手数料（売上代金の支払時に振込手数料相当額を差し引いて振込を行う際の当該手数料）の取り扱いについて、売手においては支払手数料として経費処理する方法と売上値引きとして処理する方法が考えられます。

売上値引きとして処理する方法によれば、売手は買手（代金の振込者）に対して適格返還請求書を交付する義務が生じるため振込入金都度事務負担が発生することになります（インボイス制度に関するQ&A問27及び問51より）。

一方、支払手数料として経費処理する方法においては売手が負担する支払手数料について買手が振込の際に金融機関等へ立替払いした額を支払い代金から差し引くことで精算していると解されるため、金融機関から買手に発行される適格請求書の写し等と買手から立替金清算書の交付を受ける必要があると考えられます（インボイス制度に関するQ&A問84より）。

ただし、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正大綱において、「売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除すること」と明

記されたので、令和5年の税制改正後は適格請求書の保存を要さなくても、売手負担の振込手数料を売上税額から控除することができることとなります。

〔質問2〕

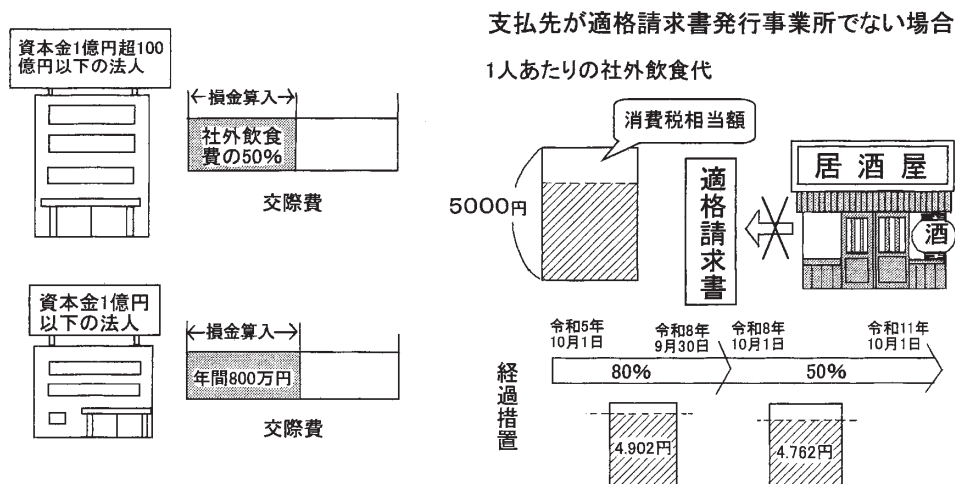
接待交際に係る飲食代について支払先が適格請求書発行事業者でない場合に、交際費の損金算入限度額の判断や交際費から除かれる費用に挙げられている1人あたり5,000円以下の判断基準はどのように取り扱われますか。

〔回答〕

法人が支出する交際費について、損金算入限度額（資本金1億円以下の法人においては年間800万円、資本金1億円超100億円以下の法人においては社外飲食費の50%を限度とする）が定められており、一定の事項を記載した書類を保存する場合には1人あたり5,000円以下の社外飲食代については交際費の範囲から除かれることとされています。

これらの基準額の判定において、適格請求書が発行されないことにより仕入税額控除ができないこととなる消費税相当額については取引対価の額に含めて経理処理することとされているため、控除できない消費税相当額を含めた金額で判断することになります。

この点、適格請求書発行事業者以外からの仕入れについて一定割合を仕入税額とみなして控除可能とする経過措置（令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80%、令和8年10月1日から令和11年10月1日までは50%）を適用する場合には、経過措置適用額を除く控除対象外の消費税相当額を対価の額に加えて判断することとなるため、標準税率（10%）の場合の税抜価額であれば令和5年10月1日から令和8年9月30日までは4,902円、令和8年10月1日から令和11年10月1日までは4,762円が5,000円以下として取り扱うことができる金額ということになります。



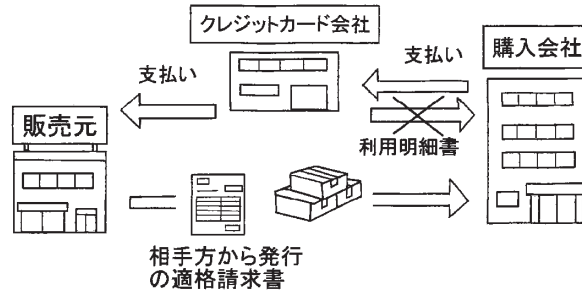
〔質問3〕

クレジットカード払いの経費精算や宅配業者に対する代金引換決済の場合において、適格請求書はどのように入手することになりますか。

〔回答〕

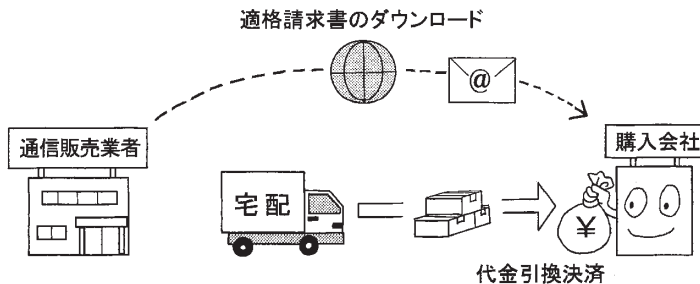
クレジットカードを利用して経費の支払いをしている場合、クレジットカード会社から利用明細書の発

行があるものと思います。このクレジットカード会社からの利用明細は直接取引の相手方（クレジットカードを利用した店舗）から受領する書類ではないため、適格請求書とはなりません。仕入税額控除を受けるためにはその都度取引の相手方から発行される適格請求書を保存する必要があります。



また、通信販売等で行われる宅配業者に対する代金引換決済方式の場合にも、宅配業者が取扱商品の内容の詳細を把握して適格請求書の代理交付を行うことは困難であることが想定されますので、取引の当事者である通信販売業者から適格請求書を入手する必要があるものと考えられます。

この時、通信販売業者によって適格請求書がWEB 明細のようにダウンロード形式で発行される場合には、電子帳簿保存法における電子取引に該当するため、同法に照らして電子データでの保存が必要となる点にも注意が必要です（詳細は2022年8月号を参照）。



【質問4】

従業員に対する出張旅費の精算や通勤手当の支給において適格請求書はどのように入手することになりますか。

【回答】

出張旅費については、従業員自らが立替払いした経費を精算する方法と、実費相当額の経費を会社が従業員に直接支給する方法が考えられます。従業員が出張旅費等を立替払いしている場合、会社が仕入税額控除を受ける場合には会社宛ての適格請求書の保存が必要となります。適格請求書が従業員本人の宛名で発行されている場合には、従業員が作成した立替金の精算書を合わせて保管することで仕入税額控除を受けることができます（インボイス制度に関する Q&A 問84より）。なお、立替金の精算書は特別な様式の定めは無く、一般に利用されている立替経費の精算書で足りると考えられます。また、3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送については「公共交通機関特例」と記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（詳細は2022年2月号参照）。

会社が従業員に実費相当額を直接支給することで経費処理を行う場合には取引の相手方が従業員となるため、その旅行等に通常必要であると認められる部分については「出張旅費等特例」と記載した帳簿の保

存のみによって仕入税額控除が認められます（詳細は2022年4月号参照）。

〔質問5〕

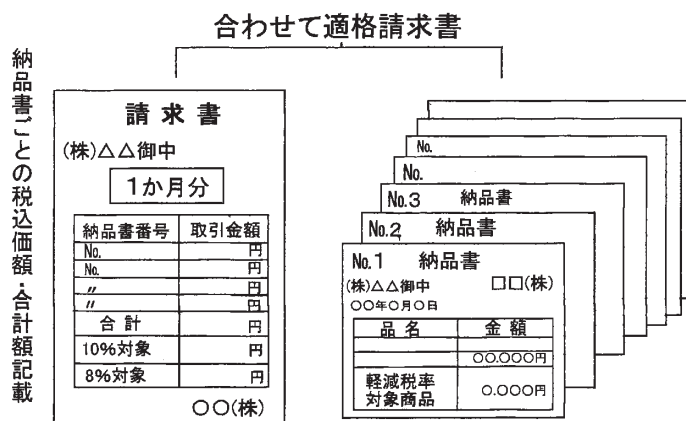
当社は日々の取引について納品書を発行し、1カ月分の取引の合計額をまとめた請求書を取引先に交付しています。この場合、売上に係る消費税額の計算は1カ月分の請求書を発行するタイミングで行うのか、納品書ごとに消費税額を計算するのどちらになりますか。

〔回答〕

適格請求書には「税率ごとに区分して合計した消費税額等」を記載することとされていますが、この消費税額等は以下のいずれかの方法で計算した金額とされています（新消費税法施行令70条の10）。

- ① 税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に標準税率（10%）または軽減税率（8%）を乗じて得た額
- ② 税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10または108分の8を乗じて得た金額
また、消費税額の計算における端数処理は切上げ、切捨て、四捨五入について任意の方法で1つの適格請求書につき税率ごとに1回まで認められます。これは取引の明細ごとに消費税額を計算し、切捨ての端数処理を選択することで消費税の納付額が過少となることを防ぐものです。

貴社の場合、1カ月分の請求書を適格請求書とする場合には1カ月分の税抜価額、若しくは税込価額の合計から上記①もしくは②の計算で消費税額を1度で算出する必要があります。また、一の書類で適格請求書のすべての記載事項を満たす必要は無いため、1カ月分の請求書に納品書番号と取引金額を明記する等の方法で、複数の書類相互間の関連を明確にすれば、納品書と請求書の全体を合わせて適格請求書の交付と取り扱うことができます。この場合は、納品書に「税率ごとに区分して合計した消費税額等」を記載することで納品書毎に消費税額を計算することができ、請求書には納品書ごとの税込価額と納品書ごとの税込価額の合計額のみを記載することとなります（インボイス制度に関するQ&A問58より）。



現行の消費税の計算に係る経理実務については、買手の判断に依存するところが大きく、事業者ごとに取り扱いが相違することもあるようです。適格請求書等保存方式の導入後には、前事業者の段階で納付の行われる消費税額やその計算が適格請求書という法定書類に明示されることになるため、全ての事業者において消費税の経理処理が明確になります。従って、適格請求書の発行にあたってはその記載事項から消費税額の計算まで法律に基づいた取り扱いが求められるため、自社の業務における適格請求書関係の業務について具体的に見直しを行い、制度開始時に備えることが必要であると考えます。

県内復興・経済日誌（2022年12月）

1日

《被災地でホープツーリズム×ワーケーション》

県は、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の被災地で、複合災害の教訓を学ぶホープツーリズムと、休暇先で仕事をするワーケーションを組み合わせた実証事業を1日から3日まで実施した。本事業は今年度3度目で、県外の企業を対象に被災地でワーケーションを体験するとともに、地域の魅力や現状を感じてもらうことで、観光需要の拡大や復興の加速化につなげる。

3日

《国際女性会議、26カ国要人に県産お土産贈る》

政府が東京都で開催した「国際女性会議2022」で、県内企業の製造した県産品がお土産として参加者に贈られた。お土産は、植物由来プラスチックを原料としたタンブラー、県産の日本酒とウイスキー、米粉麺をセットにして提供。参加した世界26カ国の政財界の要人ら約250人が本県のものづくりや食品の魅力に触れた。

7日

《従業員「不足」66.9%》

帝国データバンク郡山支店が発表した県内企業の人材に関するアンケート結果によると、従業員の充足度が「不足している」と回答した企業は全体の66.9%で、1月の前回調査から0.8%増えた。同支店は「採用で売り手市場が続いているほか、新規事業などを想定し不足と感じる企業が増えている」とみている。

12日

《県内景況2期連続悪化》

福島財務事務所が発表した県内法人企業景気予測調査（10～12月期）によると、全産業の景況判断指数は前期（7～9月期）と比べて0.4%下落のマイナス11.1となり、2期連続で悪化した。原材料やエネルギー価格が高騰し、経費増加などの影響を受けた企業が目立った。

《「浪江水素ステーション」開業》

重機リースの伊達重機（浪江町）が、燃料電池車に水素を充填するステーションを同町で開業した。町内には水素の製造・研究拠点「福島

水素エネルギー研究フィールド」があり、町は関連産業の振興に力を入れている。同社は町と共同歩調で水素の普及を目指す。

13日

《県内新車登録3カ月連続増》

福島運輸支局が発表した11月の県内新車登録・届け出台数によると、軽自動車と小型二輪車を含む総数は前年同月比3.0%増の6,151台で、3カ月連続で増加した。同支局は増加の要因を「半導体不足の影響が徐々に回復し、製造台数が少しずつ増えているのではないかと分析している。

14日

《県内短観3年ぶりプラス》

日本銀行福島支店が発表した12月の県内企業短期経済観測調査（短観）は、業況判断指数が全産業で9月の前回調査から8%上昇のプラス1となった。新型コロナウイルスの行動制限が緩和され、2019年12月以来3年ぶりのプラスに転じた。

19日

《「65歳まで雇用」99.4%》

福島労働局が発表した2022年の高齢者の雇用状況調査によると、定年引き上げや継続雇用などを導入し、希望者が65歳まで働ける制度がある県内企業は3,601社で、報告があった3,621社の99.4%を占めた。

20日

《プロが選ぶホテル・旅館100選、八幡屋が総合2位》

旅行新聞新社（東京都）は、「第48回プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選」を発表し、八幡屋（石川町母畑温泉）が総合2位に入った。八幡屋は昨年総合1位から順位を一つ下げたが、7年連続3位以内となった。

27日

《檜葉町、GABA米発売開始》

檜葉町は、町産の天のつぶを使った特産品「ならはう米GABA+」の発売を開始した。血圧抑制やストレス緩和の効果があるとされる「GABA米」の発売は東日本で初めてで、営農再開を進める町内の農家を後押しする。

【デジタル田園都市国家構想】

2022年6月「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、12月には新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。

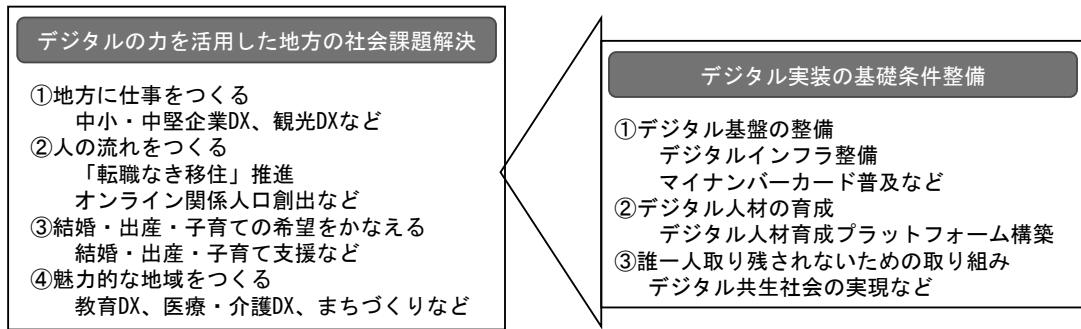
今回は、「デジタル田園都市国家構想」について説明します。

1. デジタル田園都市国家構想とは

デジタル田園都市国家構想とは、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、人口減少と少子高齢化、過疎化と東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった社会課題をデジタル技術の活用によって解決し、地方活性化を加速させるための取り組みです。県内では会津若松市が交付金事業の採択を受けています。

2. 施策の方向性

東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげるための総合戦略です。



3. KPI (重要業績評価指標)

総合戦略では、構想実現に向けて施策ごとに2023年度から2027年度までの5カ年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）が位置付けられています。地方はそれぞれが抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」の策定に努め、国は政府一丸となって地域ビジョンの実現に向けた地方の取り組みを総合的・効果的に支援していくとしています。

デジタル実装に取り組む地方公共団体を、2024年度までに1,000団体、2027年度までに1,500団体とすることを柱に、構想実現に向けた新たなKPIが設定されています。

主なKPIの例

- ◇光ファイバーの世帯カバー率：99.9%（2027年度）
- ◇5Gの人口カバー率：95%（2023年度）、97%（2025年度）、99%（2030年度）
- ◇3D都市モデルの整備都市：500都市（2027年度まで）
- ◇地域限定型の無人自動運転移動サービスの実現：100カ所以上（2027年度まで）

閑話ひとつ

- ▶お正月の縁起物の一つの干し柿。
- ▶福島県の干し柿といえば、昨年誕生100周年を迎えた伊達地方のあんぽ柿が有名だ。そのやわらかいオレンジ色のぷっくりとしたあんぽ柿は見ただけでおいしさが想像でき、思わず笑顔になってしまう。
- ▶毎年、親戚が自家製のあんぽ柿を送ってくれるので楽しみにしている。届いて最初のころの柔らかいあんぽ柿と軒下につるしておいて身がしっかりしたあんぽ柿と、変化を楽しみながらおいしく頂いている。
- ▶歴史ある、伝統食のあんぽ柿。残り少なくなってきたが大事に食べたい。

(AN)